

資 料

<委員名簿等>

- 令和8年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会 委員名簿（別紙1）
- 令和8年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会 席次表（別紙2）

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ（別紙3）

<議 事>

【協議事項】

「ドラッグコスモス健軍栄町店」の新設届出に対する本市の意見（案）

◎（資料1-1）市の意見案と考え方	．．．	1～7
○（資料1-2）建物位置図（広域図）	．．．	8
○（資料1-3）周辺見取図	．．．	9
○（資料1-4）平面図兼配置図	．．．	10
○（資料1-5）動線計画図	．．．	11～12
○（資料1-6）・（資料1-7）騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	13～14
○（資料1-8）カラー立面図	．．．	15～16

「ガリバー熊本店」の新設届出に対する本市の意見（案）

◎（資料2-1）市の意見案と考え方	．．．	17～24
○（資料2-2）建物位置図（広域図）	．．．	25
○（資料2-3）周辺見取図	．．．	26
○（資料2-4）平面図兼配置図・動線計画図	．．．	27～32
○（資料2-5）騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	33～34
○（資料2-6）カラー立面図	．．．	35～36

「ニトリ熊本はません店」の新設届出に対する本市の意見（案）

◎（資料 3-1）市の意見案と考え方	．．．	37～42
○（資料 3-2）建物位置図（広域図）	．．．	43
○（資料 3-3）周辺見取図	．．．	44
○（資料 3-4）平面図兼配置図・動線計画図	．．．	45～46
○（資料 3-5）・（資料 3-6）騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	47～49
○（資料 3-7）カラー立面図	．．．	50

【報告事項】

令和 7 年度協議案件の現地確認結果

市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ドラッグコスモス健軍栄町店
2. 所在地：熊本市東区栄町 18 番
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社コスモス薬品（福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号）
 - (2) 新設年月日：令和 8 年 5 月 4 日
 - (3) 店舗面積：1, 386㎡
 - (4) 駐車場台数：55 台
 - (5) 駐輪場台数：13 台
 - (6) 荷さばき施設面積：65㎡
 - (7) 廃棄物保管施設容量：16.5㎡
 - (8) 営業時間：午前 9 時～午後 10 時
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
 - (10) 荷さばき可能時間帯：24 時間

4. 手続き
状況

届出日	縦覧期間	市の意見通知期限
令和 7 年 9 月 3 日	令和 7 年 10 月 3 日～令和 8 年 2 月 3 日	令和 8 年 5 月 3 日

5. 意見等
○：あり
×：なし

住 民 等	学識経験者 (荒井委員)	学識経験者 (磯田委員)	学識経験者 (宮瀬委員)	意見等総数 17 件
×	×	○	○	
県警交通規制課	危機管理課	生活安全課	地域教育推進課	環境政策課
○	×	×	×	○
水保全課	事業ごみ対策課	商業金融課	都市政策課	みどり政策課
×	○	○	×	○
交通企画課	地域交通支援課	建築指導課	開発指導課	市街地整備課
×	○	○	○	×
都市デザイン課	土木総務課	東区土木センター		
○	×	×		

6.関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I.設置者、建物等の概要

指摘事項なし

II.「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1.駐車需要の充足等

1	担当課	熊本県警察本部交通規制課
	指摘事項	交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	出店に伴い交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じてまいります。
	取 扱	留意事項として付記 → (1)

2	担当課	学識経験者
	指摘事項	荷さばきを行う時間帯について、4:00～5:00に4トン車1台が予定されており、騒音防止の観点から見直しを行うよう指摘したが変更されていない。周辺住民から苦情が出た場合には再検討してもらいたい。
	設置者回答	周辺住民から苦情が出た場合には搬入時間帯の見直し等、対応について検討いたします。
	取 扱	留意事項として付記 → (2)

3	担当課	地域交通支援課
	指摘事項	近年の法改正により、原動機付自転車(いわゆる50cc車)の生産を終了しており、新基準の施行に伴い車体の大型化が進んでいます。そのため、従来の駐車区画では収容が困難となる可能性があることから、設計時には十分なお配慮をお願いいたします。 また、駐輪場の構造や収容台数、面積に関する駐輪区画の寸法については、国土交通省の「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」において、駐車ますの大きさが以下のとおり規定されていますので、設計の参考としてください。 ・[自転車] :長さ 1.9m 幅員 0.6m ・[原動機付自転車] :長さ 1.9m 幅員 0.8m (理由) 原動機付自転車に対して新基準が施行されたため
	設置者回答	設計時に配慮します。
	取 扱	記載しない。

2.騒音の発生に係る事項

担当課	環境政策課
4	指摘事項 熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機（原動力の定格出力が2.25kW以上のもの）の設置が予定されていますので、設置工事の開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例第41条第1項に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機（原動力の定格出力が2.25kW以上のもの）の設置が予定されているため。 設置者回答 当該工事前に設置届を提出致します。 取 扱 記載しない。

担当課	環境政策課
5	指摘事項 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準（5～10分程度の測定時間における騒音評価量90%レンジ上端値）の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応をお願いいたします。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例第3条及び熊本市公害防止条例第3条に基づき、事業者は事業活動に伴う公害を防止する責務が生じるため。 設置者回答 届出書に記載した対策を実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。 開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応いたします。 取 扱 留意事項として付記 → (2)

3.廃棄物に係る事項等

担当課	事業ごみ対策課
6	指摘事項 消費期限内に販売できず、廃棄処分となる可能性のある食品がある場合については、フードバンク活動団体等に提供していただくなど、食品ロス削減の取組にご協力をお願いします。 (理由) 本市では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画において、2030年度までに2000年度比で半減する目標を掲げて取組を推進しているため。また、同法において、事業者は、食品ロス削減に積極的に取り組むことが求められているため。 設置者回答 食品ロス削減に取組みます。 取 扱 記載しない。

担当課	事業ごみ対策課
7	指摘事項 「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」で規定する多量排出事業者に該当する場合には、廃棄物減量・リサイクル責任者を選任し、廃棄物減量・リサイクル計画書を作成して本市に提出してください。なお、該当するかについては、事業ごみ対策課にご確認ください。 (理由) 事業系廃棄物の減量化及び再資源化を推進することにより、資源循環型社会の構築に資することを目的として上記要綱を定め、取組を推進しているため。 設置者回答 多量排出事業者に該当するかについては、事業ごみ対策課に確認します。 取 扱 記載しない。

8	担当課	商業金融課
	指摘事項	(1) 廃棄物等の運搬方法、(2) 廃棄物等の処理方法について、予定業者が決定次第ご報告をお願いします。 (理由) 廃棄物等の運搬方法及び処理方法の詳細確認のため。
	設置者回答	業者が決定次第、報告いたします。
	取 扱	記載しない。

4. 街並みづくり等への配慮等

9	担当課	学識経験者
	指摘事項	緑化については、芝生張りだけではなく、壁面緑化や低木等による緑化なども検討して欲しいと指摘した。引き続き検討をお願いしたい。
	設置者回答	緑化について関係課と協議した上で計画しております。
	取 扱	留意事項として付記 → (3)

10	担当課	みどり政策課
	指摘事項	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(平成元年6月1日施行)第16条に基づき、緑化協議が必要です。 なお、緑化の方法に関しては、視認性等の安全対策を十分に講じた上で樹木(中高木)の植栽による緑化について積極的に検討をお願いします。 また、植えた植栽については、繁茂による視認性の低下や枯損等が発生しないよう適切に管理いただくようお願いします。 (理由) 良好で適切な緑化の推進のため
	設置者回答	緑化協議いたします。
	取 扱	留意事項として付記 → (3)

11	担当課	商業金融課
	指摘事項	緑化協議時の図面のご提出をお願いします。 (理由) 緑化部分等の確認のため。
	設置者回答	提出いたします。
	取 扱	記載しない。

12	担当課	都市デザイン課
	指摘事項	熊本市景観計画に基づき景観に配慮した計画としてください。 建築面積1,000㎡超のため、着工の30日前までに景観法に基づく大規模行為の届出を行ってください。 (理由) 上記に該当する場合は、景観法に基づく届出が必要なため。
	設置者回答	景観に配慮した計画とします。景観法に基づく大規模行為の届出を行います。
	取 扱	記載しない。

13	担当課	都市デザイン課
	指摘事項	屋外広告物を設置する場合は、都市デザイン課と事前協議を行い、必要に応じて許可申請を行ってください。 (理由) 上記に該当する場合は、屋外広告物法に基づく許可申請が必要なため。
	設置者回答	許可申請を行います。
	取 扱	記載しない。

III. その他指摘事項

14	担当課	建築指導課
	指摘事項	図面では、同一敷地に2以上の計画建築物が見受けられます。ドラッグストアとクリニックは用途上可分の関係にあり、それぞれ別の敷地に計画する必要があります。建築確認申請の前に、各建築物の用途や機能上の関連性を整理したうえで、「建築確認事前調査報告書」の提出をお願いします。 (理由) 建築基準法上、ドラッグストアとクリニックを同一敷地に建築することができないため。
	設置者回答	了承しました。
	取 扱	記載しない。

15	担当課	開発指導課
	指摘事項	当該地区は市街化区域であるため、実測面積が1,000㎡以上の敷地で建築物または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要です。 また、当該地は宅地造成等工事規制区域内であるため、開発許可が不要な場合であっても盛土規制法における土地の形質の変更に該当する造成行為を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可が必要です。 詳細については、開発指導課と協議をお願いします。 (理由) 都市計画法第29条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項
	設置者回答	了承しました。
	取 扱	記載しない。

16	担当課	学識経験者
	指摘事項	立面図がないようですが、お送りください。色彩をみたいです。
	設置者回答	カラー立面図を提出します。
	取 扱	記載しない。 -----

17	担当課	商業金融課
	指摘事項	カラー立面図のご提出をお願いします。 (理由) 建物色彩及び壁面緑化部分等の確認のため。
	設置者回答	カラー立面図を提出します。
	取 扱	記載しない。 -----

7.市の意見(案)

【大規模小売店舗】

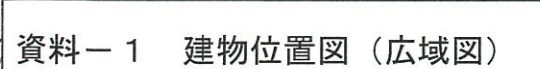
ドラッグコスモス健軍栄町店

【市の意見】

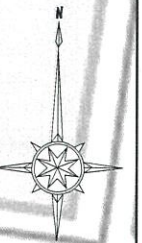
届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

- (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場合は、荷さばきを行う時間帯の見直し等の適切な対応を講じること。
- (3) 緑化計画に基づいた確実な施工及び適正な維持管理を行うこと。また、緑化の方法に関しては、可能な限り樹木（中高木）の植栽による緑化についても検討し、植栽後は視認性の低下や枯損等が発生しないよう適切に管理を行うこと。



S : 1/25,000



資料 1-3

市道東町1丁目画図東2丁目第1号線

市道水源1丁目若葉3丁目第1号線

計画地

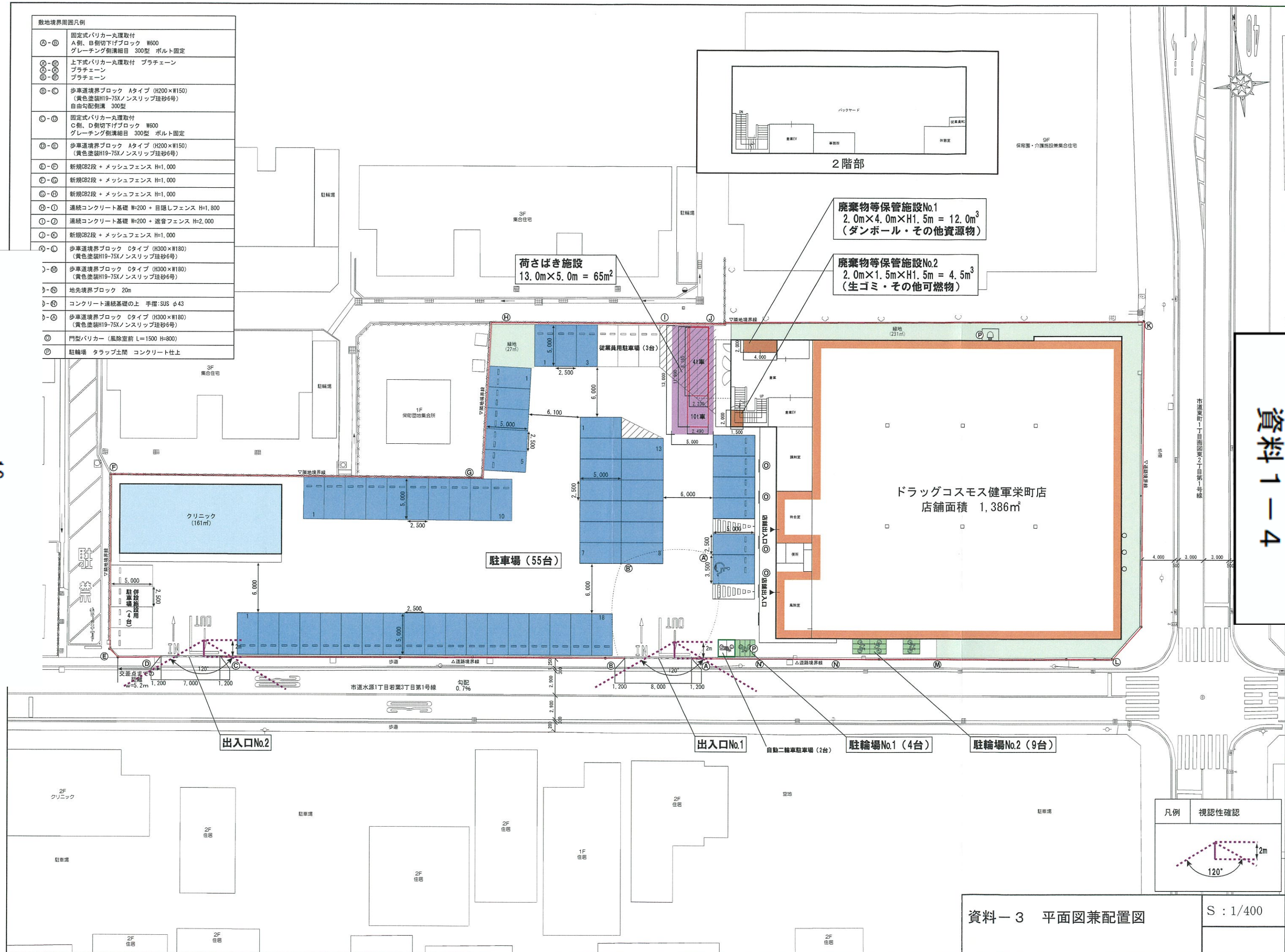
ドラッグコスモス健軍栄町店

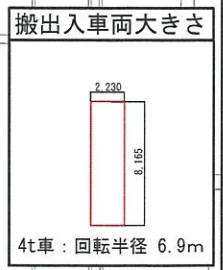
6

資料-2 周辺見取図

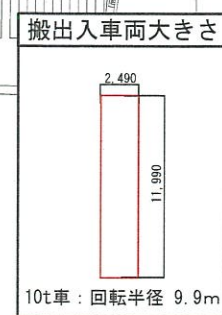
S : 1/1,000

敷地境界周囲凡例	
㊤-㊥	固定式バリカー丸環取付 A側、B側切下げブロック W600 グレーチング側溝細目 300型 ポルト固定
㊤-㊦	上下式バリカー丸環取付 ブラチェーン ㊤-㊦ ㊤-㊦ ㊤-㊦ ブラチェーン
㊤-㊧	歩車道境界ブロック Aタイプ (H200×W150) (黄色塗装H19-75Xノンスリップ珪砂6号) 自由勾配側溝 300型
㊤-㊨	固定式バリカー丸環取付 C側、D側切下げブロック W600 グレーチング側溝細目 300型 ポルト固定
㊤-㊩	歩車道境界ブロック Aタイプ (H200×W150) (黄色塗装H19-75Xノンスリップ珪砂6号)
㊤-㊪	新規CB2段 + メッシュフェンス H=1,000
㊤-㊫	新規CB2段 + メッシュフェンス H=1,000
㊤-㊬	新規CB2段 + メッシュフェンス H=1,000
㊤-㊭	連続コンクリート基礎 W=200 + 目隠しフェンス H=1,800
㊤-㊮	連続コンクリート基礎 W=200 + 遮音フェンス H=2,000
㊤-㊯	新規CB2段 + メッシュフェンス H=1,000
㊤-㊰	歩車道境界ブロック Cタイプ (H300×W180) (黄色塗装H19-75Xノンスリップ珪砂6号)
㊤-㊱	歩車道境界ブロック Cタイプ (H300×W180) (黄色塗装H19-75Xノンスリップ珪砂6号)
㊤-㊲	地先境界ブロック 20m
㊤-㊳	コンクリート連続基礎の上 手摺・SUS φ43
㊤-㊴	歩車道境界ブロック Cタイプ (H300×W180) (黄色塗装H19-75Xノンスリップ珪砂6号)
㊤	門型バリカー (風除室前 L=1500 H=800)
㊤	駐輪場 タラップ土間 コンクリート仕上

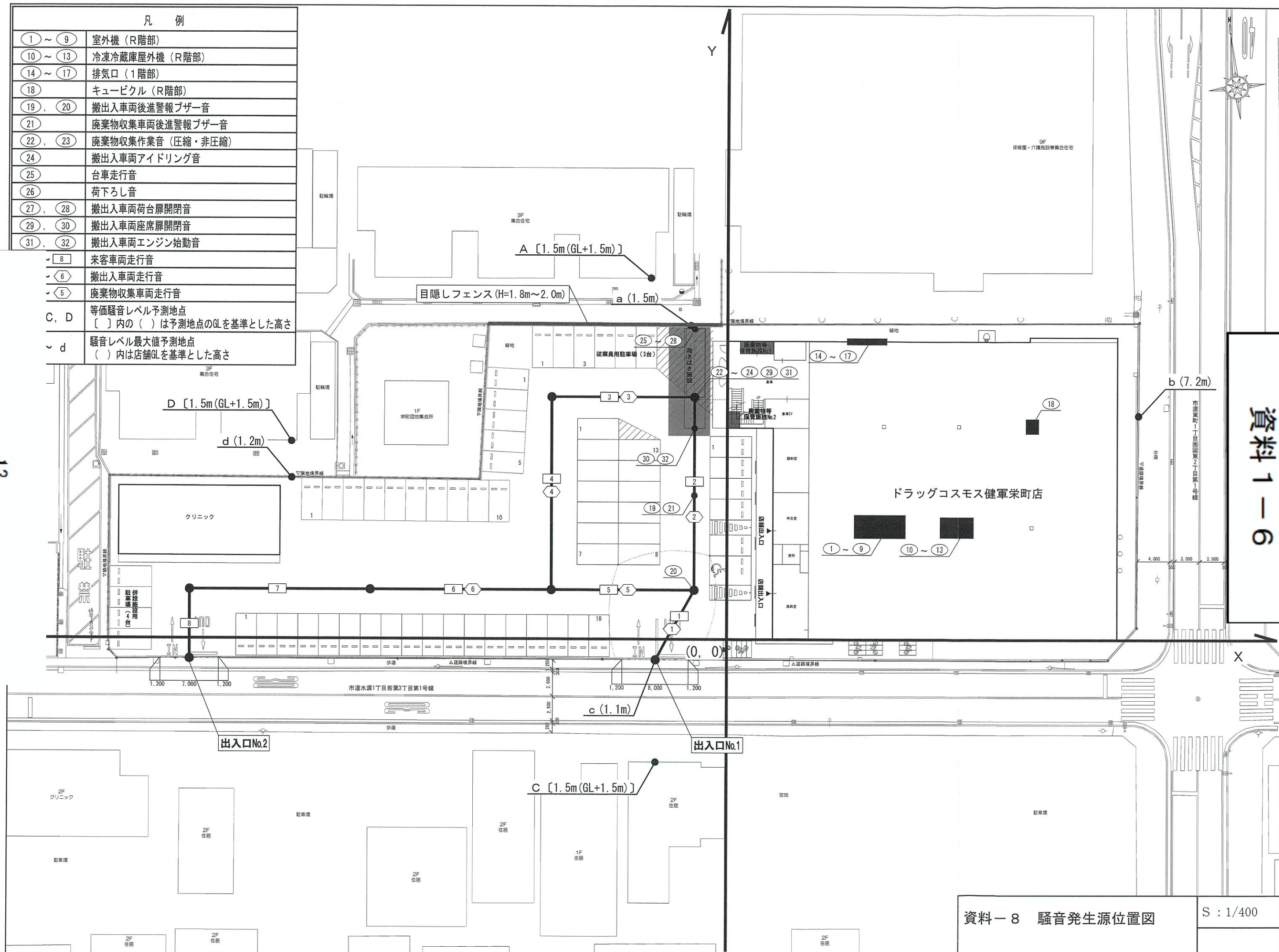


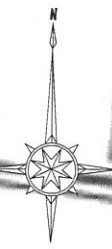


S : 1/400



凡 例	
① ~ ⑨	室外機 (R階部)
⑩ ~ ⑬	冷凍冷蔵庫屋外機 (R階部)
⑭ ~ ⑰	排気口 (1階部)
⑱	キュービクル (R階部)
⑲, ⑳	搬出入車両後進警報ブザー音
㉑	廃棄物収集車両後進警報ブザー音
㉒, ㉓	廃棄物収集作業音 (圧縮・非圧縮)
㉔	搬出入車両アイドリング音
㉕	台車走行音
㉖	荷下ろし音
㉗, ㉘	搬出入車両荷台扉開閉音
㉙, ㉚	搬出入車両座席扉開閉音
㉛, ㉜	搬出入車両エンジン始動音
㉝	来客車両走行音
㉞	搬出入車両走行音
㉟	廃棄物収集車両走行音
C, D	等価騒音レベル予測地点 〔 〕内の () は予測地点のGLを基準とした高さ
c, d	騒音レベル最大値予測地点 () 内は店舗GLを基準とした高さ





近隣商業地域	
地域の類型	C類型
規制区域	第3種

第2種住居地域	
地域の類型	B類型
規制区域	第2種

第1種中高層住居専用地域	
地域の類型	A類型
規制区域	第2種

第1種低層住居専用地域	
地域の類型	A類型
規制区域	第1種

第1種中高層住居専用地域	
地域の類型	A類型
規制区域	第2種

第2種中高層住居専用地域	
地域の類型	A類型
規制区域	第2種

第1種中高層住居専用地域	
地域の類型	A類型
規制区域	第2種

凡 例	
A ~ D	等価騒音レベル予測地点 〔 〕内の () は予測地点のGLを基準とした高さ
a ~ d	騒音レベル最大値予測地点 () 内は店舗GLを基準とした高さ

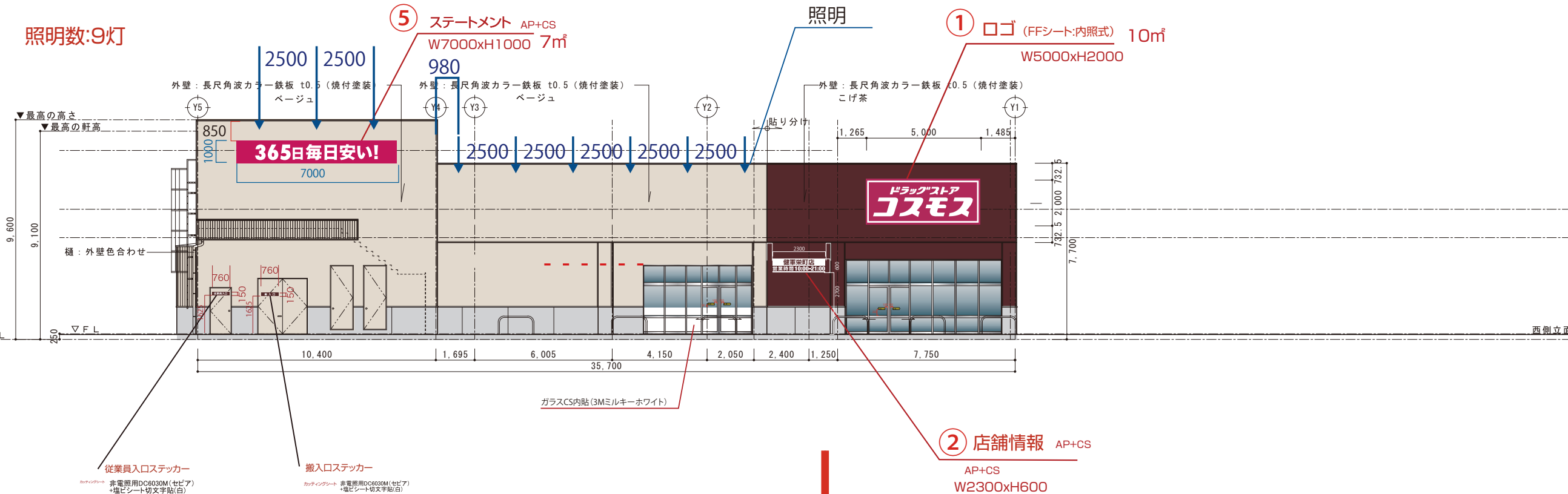
資料 1-7



ドラッグコスモス健康栄町店

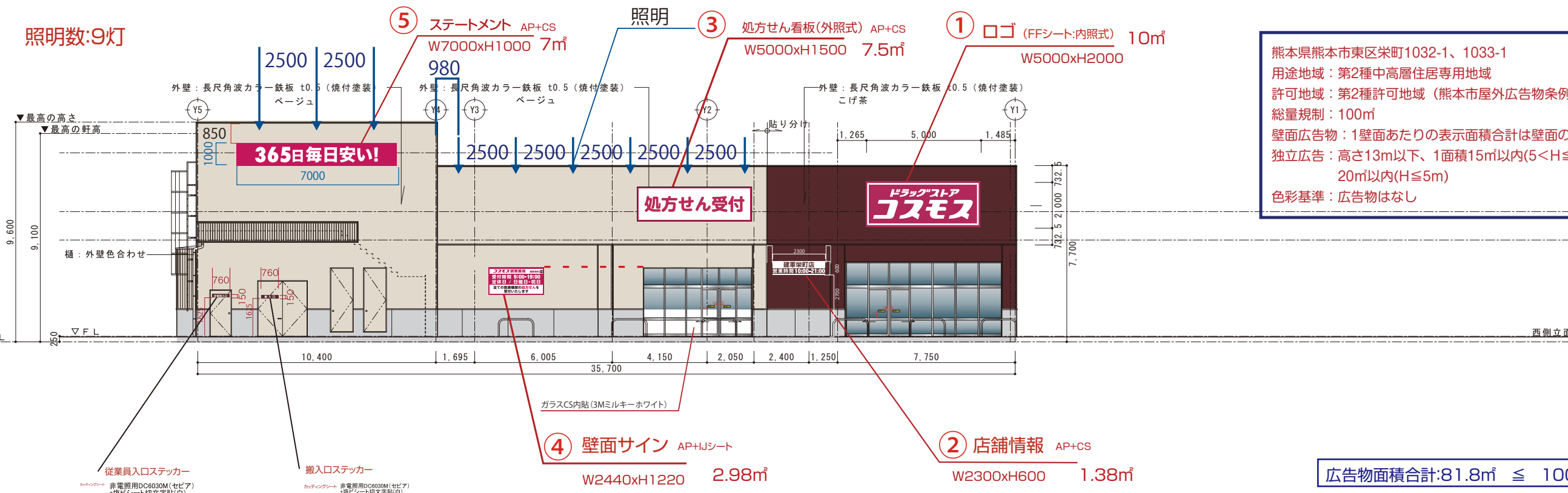
開局前

照明数:9灯



開局後

照明数:9灯



熊本県熊本市東区栄町1032-1、1033-1
用途地域：第2種中高層住居専用地域
許可地域：第2種許可地域（熊本市屋外広告物条例）
総量規制：100㎡
壁面広告物：1壁面あたりの表示面積合計は壁面の1/2以内
独立広告：高さ13m以下、1面積15㎡以内(5<H≤13m)、
20㎡以内(H≤5m)
色彩基準：広告物はなし

広告物面積合計:81.8㎡ ≤ 100㎡

西側立面図(1/200)

西側立面図

資料1-8

看板に関するトラブルや問題を全て解決します！
看板のメンテナンスサービス
まずは営業担当まで
お気軽にお電話下さい！！



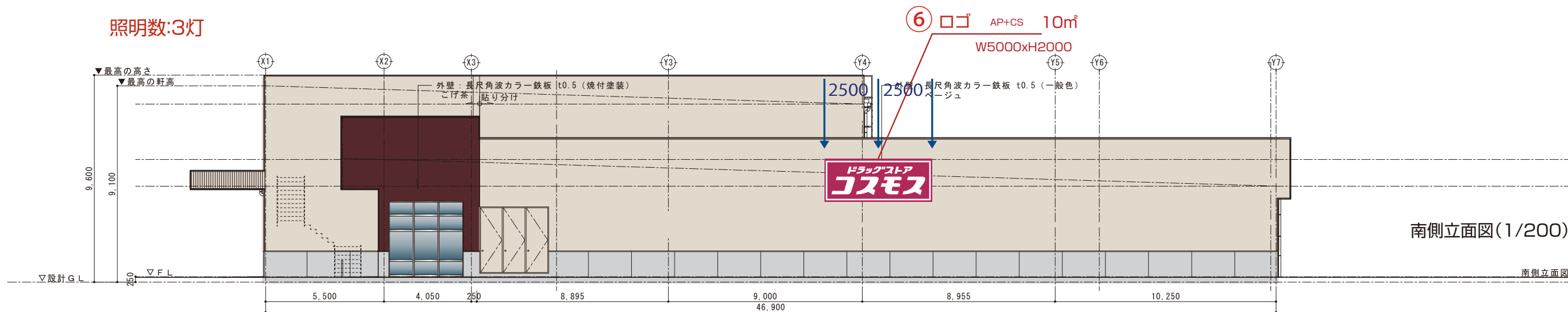
TOTAL SAFETY SYSTEM
株式会社 グリーンクロス
福岡市東区多の津2丁目4番3号 TEL(092)292-9551
2-4-3 Tanotau Higashi-ku,Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 813-0034, Japan TEL: 092-292-9551

工事名称
図面名称

(仮称) ドラッグストアコスモス健軍栄町店
立面図 1

承認印	照査印	作成年月日 2025/07/23	提出回数
製図	製図	製図	縮尺 図面番号 02

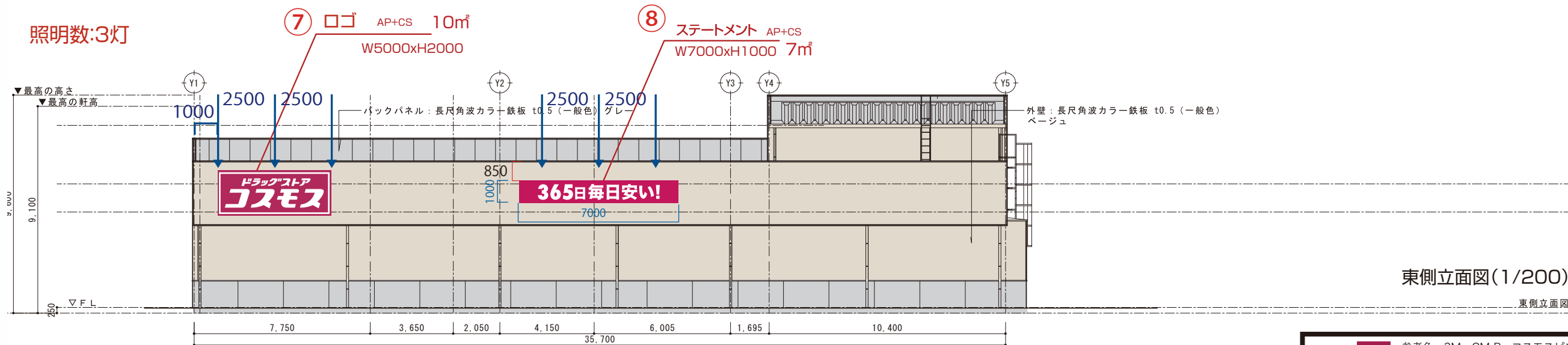
照明数:3灯



南側立面図(1/200)

南側立面図

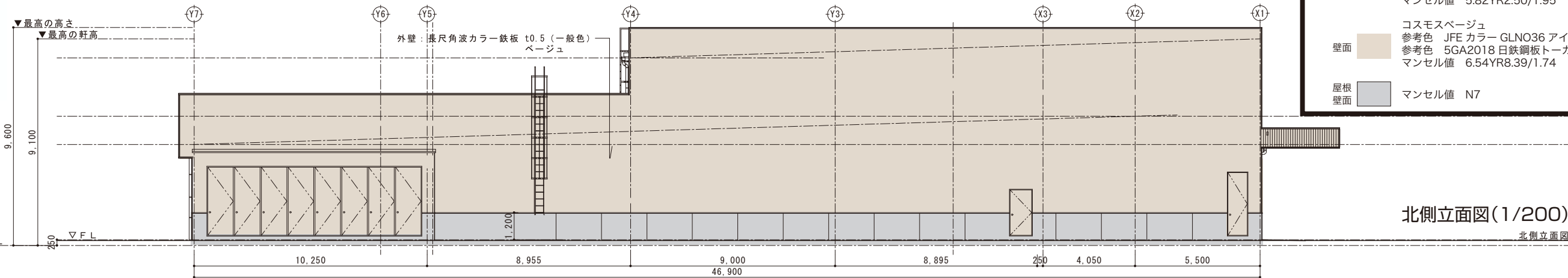
照明数:3灯



東側立面図(1/200)

東側立面図

サイン (CTシート)	参考色 3M CM-P コスモスピंक (不透過) マンセル値 9.0RP 4.1 / 12.5
サイン (FFシート)	参考色 3M CM-PT(PINK 透過) (TP3280XL) マンセル値 7.2RP 3.8 / 16.8
壁面	参考色 JFE カラー GLN035 ブラウン BCN 参考色 5GA7031 日鉄鋼板トーカイカラー GL10 ひびき マンセル値 5.82YR2.50/1.95
壁面	コスモスページュ 参考色 JFE カラー GLN036 アイボリー BCN 参考色 5GA2018 日鉄鋼板トーカイカラー GL10 ひびき マンセル値 6.54YR8.39/1.74
屋根 壁面	マンセル値 N7



北側立面図(1/200)

北側立面図

看板に関するトラブルや問題を全て解決します！

看板点検・点検サービス
看板点検・点検サービス
看板点検・点検サービス

まずは営業担当まで
お気軽にお電話下さい！！

スマホからは
QRコード

TOTAL SAFETY SYSTEM

株式会社 グリーンクロス

福岡市東区多の津2丁目4番3号 TEL(092)292-9551

2-4-3 Tanotsu Higashi-ku,Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 813-0034, Japan TEL: 092-292-9551

工事名称 (仮称) ドラッグストアコスモス健軍栄町店

図面名称 立面図 2

承認印	照査印	作成年月日 2025/07/23	提出回数
製図	製図	製図	縮尺
			図面番号 03

資料 1-8

市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ガリバー熊本店
2. 所在地：熊本市中央区世安一丁目 1 - 3 8
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社福德開発（熊本市中央区黒髪四丁目 3 6 3 番地 3）
 - (2) 新設年月日：令和 8 年 5 月 2 3 日
 - (3) 店舗面積：1 0, 0 1 4 m²
 - (4) 駐車場台数：2 7 台
 - (5) 駐輪場台数：0 台
 - (6) 荷さばき施設面積：4 5 m²
 - (7) 廃棄物保管施設容量：0. 3 5 m³
 - (8) 営業時間：午前 1 0 時～午後 8 時
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：午前 9 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分
 - (10) 荷さばき可能時間帯：午前 6 時～午後 1 0 時

4. 手続き
状況

届出日	縦覧期間	市の意見通知期限
令和 7 年 9 月 2 2 日	令和 7 年 1 0 月 2 1 日～令和 8 年 2 月 2 1 日	令和 8 年 5 月 2 2 日

5. 意見等
○：あり
×：なし

住 民 等	学識経験者 (荒井委員)	学識経験者 (磯田委員)	学識経験者 (宮瀬委員)	意見等総数 2 4 件
×	○	○	○	
県警交通規制課	危機管理課	生活安全課	地域教育推進課	環境政策課
○	×	×	×	○
水保全課	事業ごみ対策課	商業金融課	都市政策課	みどり政策課
×	○	○	×	○
交通企画課	地域交通支援課	建築指導課	開発指導課	市街地整備課
×	○	○	○	×
都市デザイン課	土木総務課	中央区 土木センター		
○	×	○		

6.関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱い

I.設置者、建物等の概要

1	担当課	商業金融課
	指摘事項	法手続終了前の早期開業にあたり、以下の点に留意いただくようお願いします。 ・基準面積 (1,000㎡) を超えて営業を行わないこと。 ・法手続期間中の関係課、委員、住民からの意見に対しては、誠実に対応を行うこと。 ・店舗へ十分な情報共有を行い、事前の計画どおりの店舗運営を行うこと。 (理由) 法の遵守及び適切な運用のため。
	設置者回答	承知しました。
	取 扱	記載しない。

II.「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1.駐車需要の充足等

2	担当課	熊本県警察本部交通規制課
	指摘事項	交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じます。
	取 扱	留意事項として付記 → (1)

3	担当課	学識経験者
	指摘事項	搬入車の出入がない時間帯は、一般車が専用出入口を利用できないよう、出入を防止する措置を行うのでしょうか。確認よろしく願いいたします。
	設置者回答	搬入車の出入りがない時間帯は、一般車が専用出入口を利用できないよう、物理的に閉鎖いたします。
	取 扱	留意事項として付記 → (2)

4	担当課	学識経験者
	指摘事項	交通量の多い交差点に位置する店舗であることから、開店時やセールの際には誘導員を置くなど、事故防止等に配慮して欲しい。
	設置者回答	混雑が予想される場合には状況に応じて誘導員を適宜配置し、事故防止に配慮します。
	取 扱	留意事項として付記 → (1)

5	担当課	地域交通支援課
	指摘事項	自転車または原動機付自転車での来客の際は、適切な場所へのご案内をお願いいたします。 (理由) 駐輪場を設置しないため。
	設置者回答	万が一、自転車または原動機付自転車での来客の際は適切な場所へご案内いたします。
	取 扱	記載しない。

6	担当課	地域交通支援課
	指摘事項	今後、自転車や原動機付自転車の駐車場の整備を検討される際は、車両の種類に応じた区画寸法を確保し安全性と利便性に考慮をいただきますようお願いいたします。 (理由) 近年の法改正により、原動機付自転車（いわゆる50cc車）の生産を終了しており、新基準の施行に伴い車体の大型化が進んでいます。そのため、従来の駐車区画では収容が困難となる可能性があることから、設計時には十分なご配慮をお願いいたします。 また、駐輪場の構造や収容台数、面積に関する駐輪区画の寸法については、国土交通省の「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」において、駐車ますの大きさが以下のとおり規定されていますので、設計の参考としてください。 ・[自転車] :長さ 1.9M 幅員 0.6M ・[原動機付自転車] :長さ 1.9M 幅員 0.8M
	設置者回答	今後、自転車や原動機付自転車の駐車場の整備する場合には、適切な区画寸法を確保し安全性と利便性に考慮します。
	取 扱	記載しない。

2.騒音の発生に係る事項

7	担当課	環境政策課
	指摘事項	熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機（原動力の定格出力が2.25kW以上のもの）や空気圧縮機等（原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの）を設置する場合は、設置工事の開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例第41条第1項に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機（原動力の定格出力が2.25kW以上のもの）や空気圧縮機等（原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの）を設置する場合は、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届の提出が必要であるため。
	設置者回答	定格出力2.25kW以上の設備機器を設置する場合には、期日までに設置届出を提出します。
	取 扱	記載しない。

8	担当課	環境政策課
	指摘事項	騒音規制法に定める騒音の特定施設を設置する場合は、設置工事開始日の30日前までに、同条例第6条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。なお、その場合は騒音規制法に定める特定事業場となるため、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出は不要です。 (理由) 騒音規制法第2条第1項に定める騒音の特定施設を設置する場合は、同法第6条第1項に基づく騒音特定施設の設置届の提出が必要であるため。
	設置者回答	騒音規制法に定める騒音の特定施設を設置する場合は、設置工事開始日の30日前までに、同条例第6条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出します。
	取 扱	記載しない。

9	担当課	環境政策課
	指摘事項	熊本市公害防止条例(熊本県生活環境の保全等に関する条例)における規制基準(5～10分程度の測定時間における騒音評価量90%レンジ上端値)の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応をお願いいたします。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例第3条及び熊本市公害防止条例第3条に基づき、事業者は事業活動に伴う公害を防止する責務が生じるため。
	設置者回答	熊本市公害防止条例における規制基準を遵守し近隣の生活環境が損なわれることがないように努めます。近隣の住民からの苦情があった場合は、適切に対応します。
	取 扱	留意事項として付記 → (3)

3.廃棄物に係る事項等

10	担当課	事業ごみ対策課
	指摘事項	「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」で規定する多量排出事業者には、廃棄物減量・リサイクル責任者を選任し、廃棄物減量・リサイクル計画書を作成して本市に提出してください。なお、該当するかについては、事業ごみ対策課にご確認ください。 (理由) 事業系廃棄物の減量化及び再資源化を推進することにより、資源循環型社会の構築に資することを目的として上記要綱を定め、取組を推進しているため。
	設置者回答	規定する多量排出事業者には、廃棄物減量・リサイクル責任者を選任し、廃棄物減量・リサイクル計画書を作成して貴市に提出します。
	取 扱	記載しない。

11	担当課	商業金融課
	指摘事項	(1) 廃棄物等の運搬方法、(2) 廃棄物等の処理方法について、予定業者が決定次第ご報告をお願いします。 (理由) 廃棄物等の運搬方法及び処理方法の詳細確認のため。
	設置者回答	確認次第ご報告します。
	取 扱	記載しない。

4. 街並みづくり等への配慮等

12	担当課	学識経験者
	指摘事項	緑地が少ないです。
	設置者回答	今回の計画においては、既存敷地及び建物を継続した計画のため目標とされる緑地を確保することは困難ですが、既存の緑地について引き続き適正に管理いたします。
	取 扱	留意事項として付記 → (4)

13	担当課	学識経験者
	指摘事項	低木や植栽による緑化が計画されているが、敷地面積的には少ないと思われる。屋上緑化や壁面緑化などで緑化面積が増やせないか検討して欲しい。
	設置者回答	今回の計画においては、既存敷地及び建物を継続した計画のため目標とされる緑地を確保することは困難ですが、既存の緑地について引き続き適正に管理いたします。
	取 扱	留意事項として付記 → (4)

14	担当課	みどり政策課
	指摘事項	本計画では、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議は必要としませんが、建築物の建築等にあたっては緑化目標値を定めています。 今回の敷地面積、指定建ぺい率で目標値を算出すると、以下のとおりとなりますので、目標値達成に向け植栽（張芝や中高木の植樹等）の検討をお願いします。 緑化目標値： $7,050.72\text{m}^2 \times (1-0.6) \times 0.2 = 564.06\text{m}^2$ ※角地緩和等が適用可能な場合は異なる なお、既存の緑地については、引き続き適正に管理をお願いします。 (理由) 良好で適切な緑化の推進のため
	設置者回答	今回の計画においては既存敷地及び建物を継続した計画のため目標値の達成は困難ですが、既存の緑地について引き続き適正に管理いたします。
	取 扱	留意事項として付記 → (4)

15	担当課	都市デザイン課
	指摘事項	計画に変更がある場合は、景観法に基づく大規模行為の変更届出を行ってください。 (理由) 上記に該当する場合、景観法に基づく変更届出が必要なため。
	設置者回答	景観法届出に変更が生じる場合には変更届出を行います。
	取 扱	記載しない。

16	担当課	都市デザイン課
	指摘事項	建物及び敷地内に屋外広告物を追加で設置もしくは既存の広告物を変更する場合は、都市デザイン課と事前協議を行い、必要に応じて許可申請を行ってください。 (理由) 上記に該当する場合、屋外広告物法に基づく許可申請が必要なため。
	設置者回答	建物及び敷地内に屋外広告物を追加で設置もしくは既存の広告物を変更する場合は、都市デザイン課と事前協議を行い、必要に応じて許可申請を行います。
	取 扱	記載しない。

III.その他指摘事項

17	担当課	建築指導課
	指摘事項	既存建築物の屋内駐車場部分を店舗へ変更する場合、建築基準法の規定に基づき、確認申請(用途変更)その他必要な手続きを行ってください。特に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の適合義務に関して、十分ご注意ください。 熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例を遵守してください。 (理由) 建築基準関係規定及び他法令に定めがあるため。
	設置者回答	必要に応じて適切に手続きいたします。熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例を遵守します。
	取 扱	記載しない。

18	担当課	開発指導課
	指摘事項	当該地区は市街化区域であるため、実測面積が1,000㎡以上の敷地で建築物または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要です。 また、当該地は宅地造成等工事規制区域内であるため、開発許可が不要な場合であっても盛土規制法における土地の形質の変更に該当する造成行為を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可が必要です。 詳細については、開発指導課と協議をお願いします。 (理由) 都市計画法第29条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項
	設置者回答	今回の計画では該当しませんが、今後区画形質の変更等が生じる場合には適切に対応いたします。
	取 扱	記載しない。

19	担当課	中央区土木センター総務課
	指摘事項	乗入口の設置等により道路の構造等を変更する場合は、維持課との協議のうえ道路法第24条に基づき事前に道路工事施工承認申請を行うこと。 (理由) 道路の構造を変更する場合、道路法第24条に基づき道路管理者の承認が必要となるため。
	設置者回答	承知しました。
	取 扱	記載しない。

20	担当課	中央区土木センター総務課
	指摘事項	道路への占用物がある場合は、道路法第32条に基づき事前に道路占用許可申請を行い、熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱を遵守した構造とすること。 (理由) 道路への占用物がある場合、道路法第32条に基づき道路管理者の許可が必要となるため。
	設置者回答	承知しました。
	取 扱	記載しない。

21	担当課	中央区土木センター総務課
	指摘事項	申請地に隣接する市道には、境界標(それに伴う測量鉄)が埋設されているため、これらに損傷がないように十分注意して施工されること。なお、境界については事前に確認調査を行うこと。 また、工事により境界標の移動が生じる場合は、中央区土木センター総務課管理財産班と事前に打ち合わせを行うこと。 (理由) 道路の管理と保全のため。
	設置者回答	承知しました。
	取 扱	記載しない。

22	担当課	中央区土木センター維持課
	指摘事項	来店者の車両が誤って従業員用出入口を使用することが無いよう、看板や路面標示ならびに柵等を設置すること。 (理由) 誤進入等防止のため。
	設置者回答	チェーンバリカー等を設置し誤って利用することが無いよう運用します。
	取 扱	留意事項として付記 → (2)

23	担当課	中央区土木センター維持課
	指摘事項	出入口付近には視距の妨げとなる施設(工作物や樹木等)を設置しないこと。 (理由) 交通事故防止のため。
	設置者回答	出入口付近には視距の妨げとなる施設の設置は行いません。
	取 扱	記載しない。

24	担当課	商業金融課
	指摘事項	カラー立面図のご提出をお願いします。 (理由) 建物色彩等の確認のため。
	設置者回答	カラー立面図を提出します。
	取 扱	記載しない。

7. 市の意見(案)

【大規模小売店舗】

ガリバー熊本店

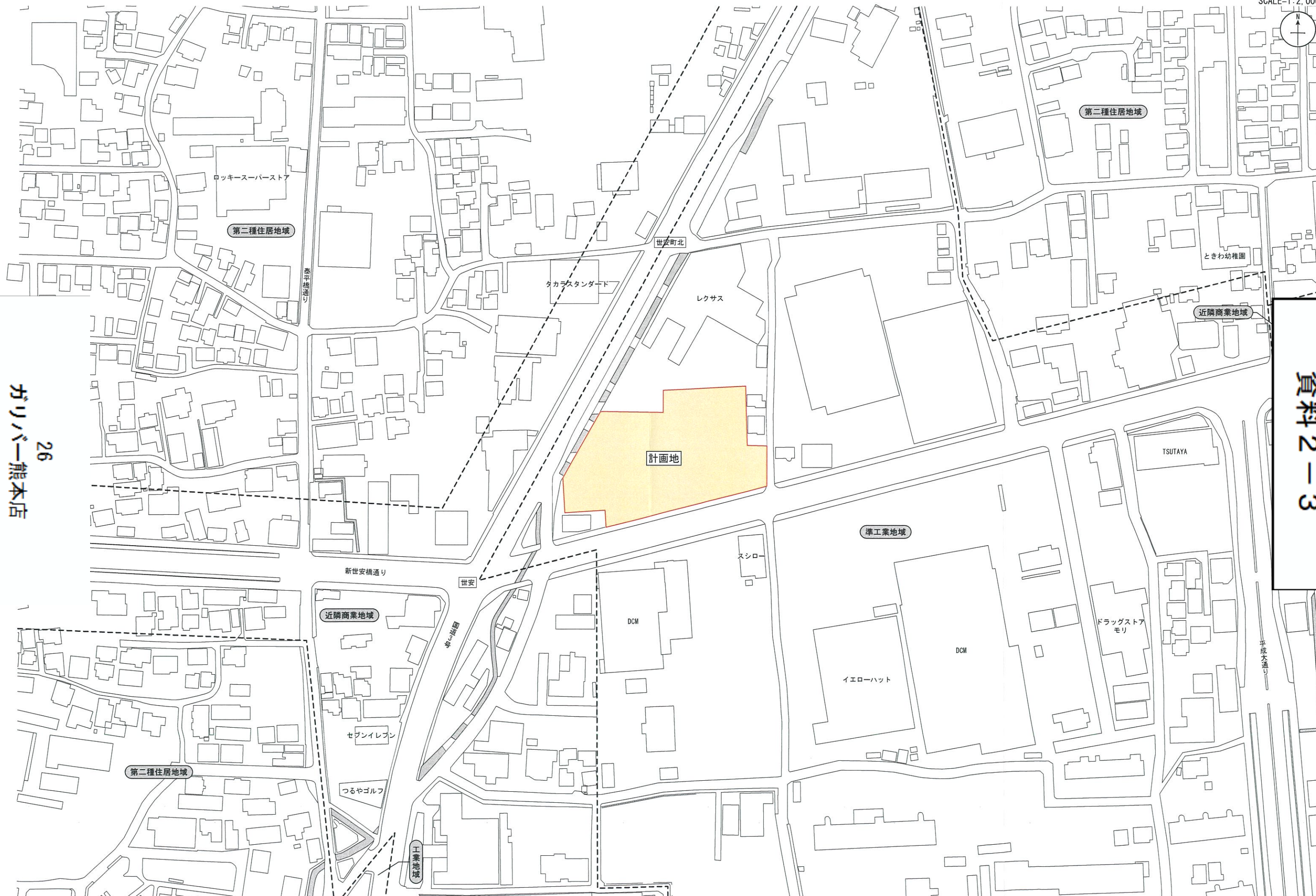
【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

- (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。また、交通量の多い交差点付近に立地する店舗であることから、開店時やセールの際には誘導員を置く等、事故防止対策を行うこと。
- (2) 来客車両に対して、搬出入車両専用出口及び従業員用出入口への誤進入防止措置を講じること。
- (3) 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応を講じること。
- (4) 緑化面積の増加に引き続き努めること。また、緑化の方法に関しては、可能な限り樹木（中高木）の植栽による緑化についても検討し、植栽後は視認性の低下や枯損等が発生しないよう適切に管理を行うこと。





図面 3 建物配置図及び 1 階平面図

SCALE=1:600



凡 例

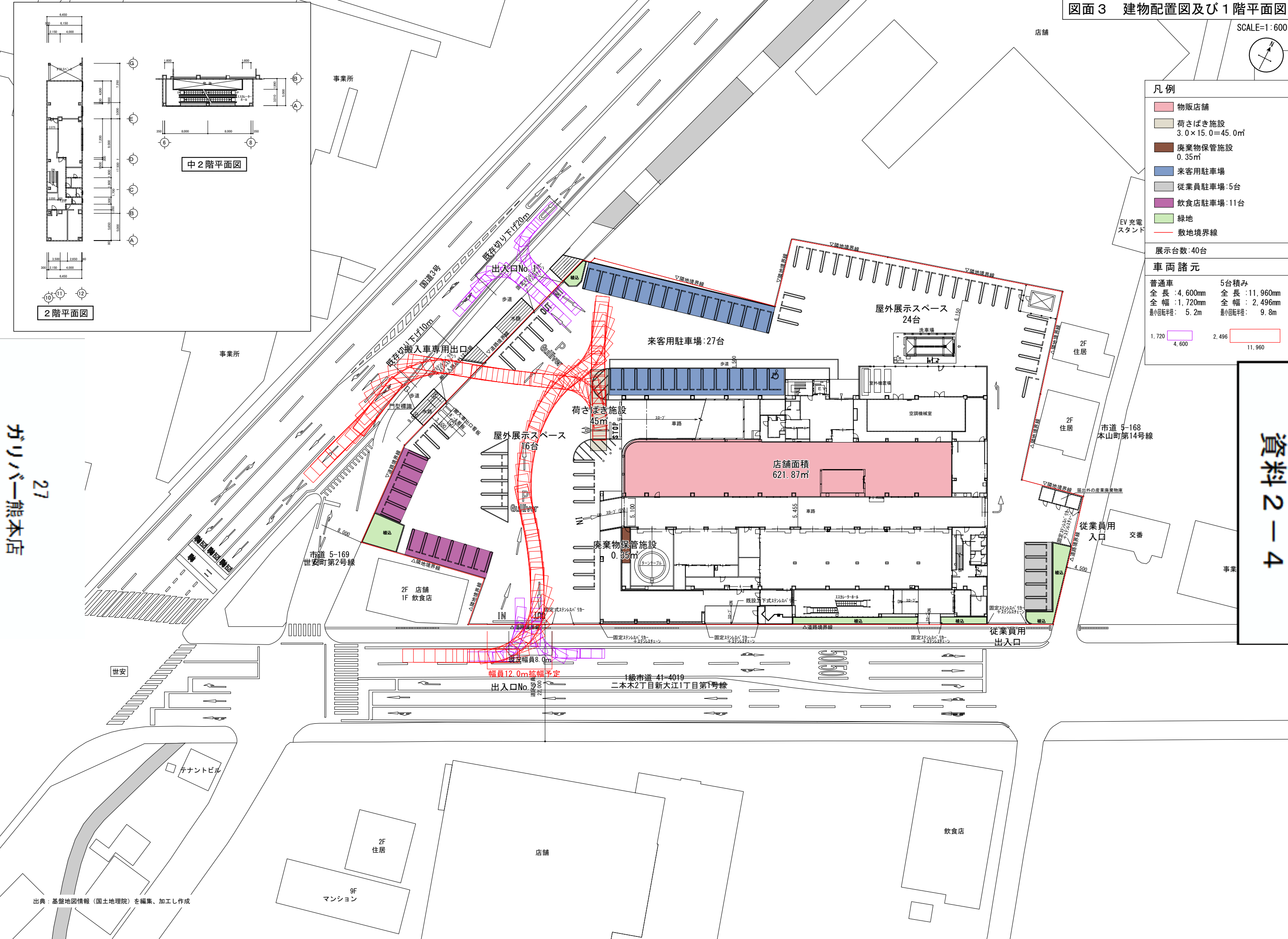
- 物販店舗
- 荷さばき施設
3.0×15.0=45.0㎡
- 廃棄物保管施設
0.35㎡
- 来客用駐車場
- 従業員駐車場:5台
- 飲食店駐車場:11台
- 緑地
- 敷地境界線

展示台数:40台

車両諸元

普通車	5台積み
全 長 :4,600mm	全 長 :11,960mm
全 幅 :1,720mm	全 幅 :2,496mm
最小回転半径: 5.2m	最小回転半径: 9.8m

1,720	2,496
4,600	11,960

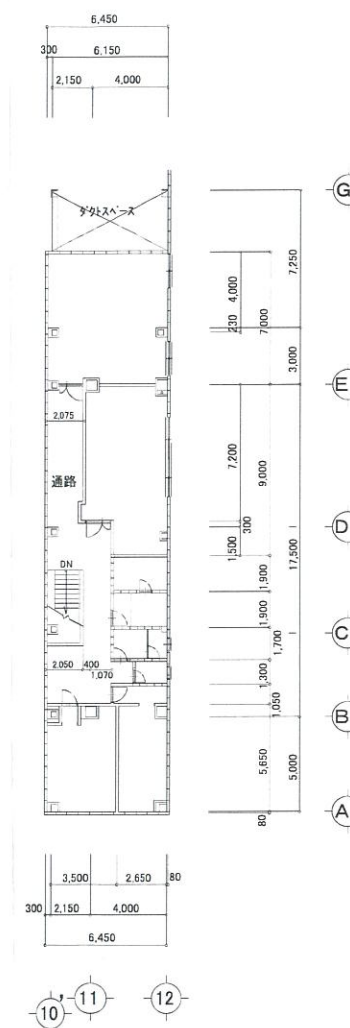
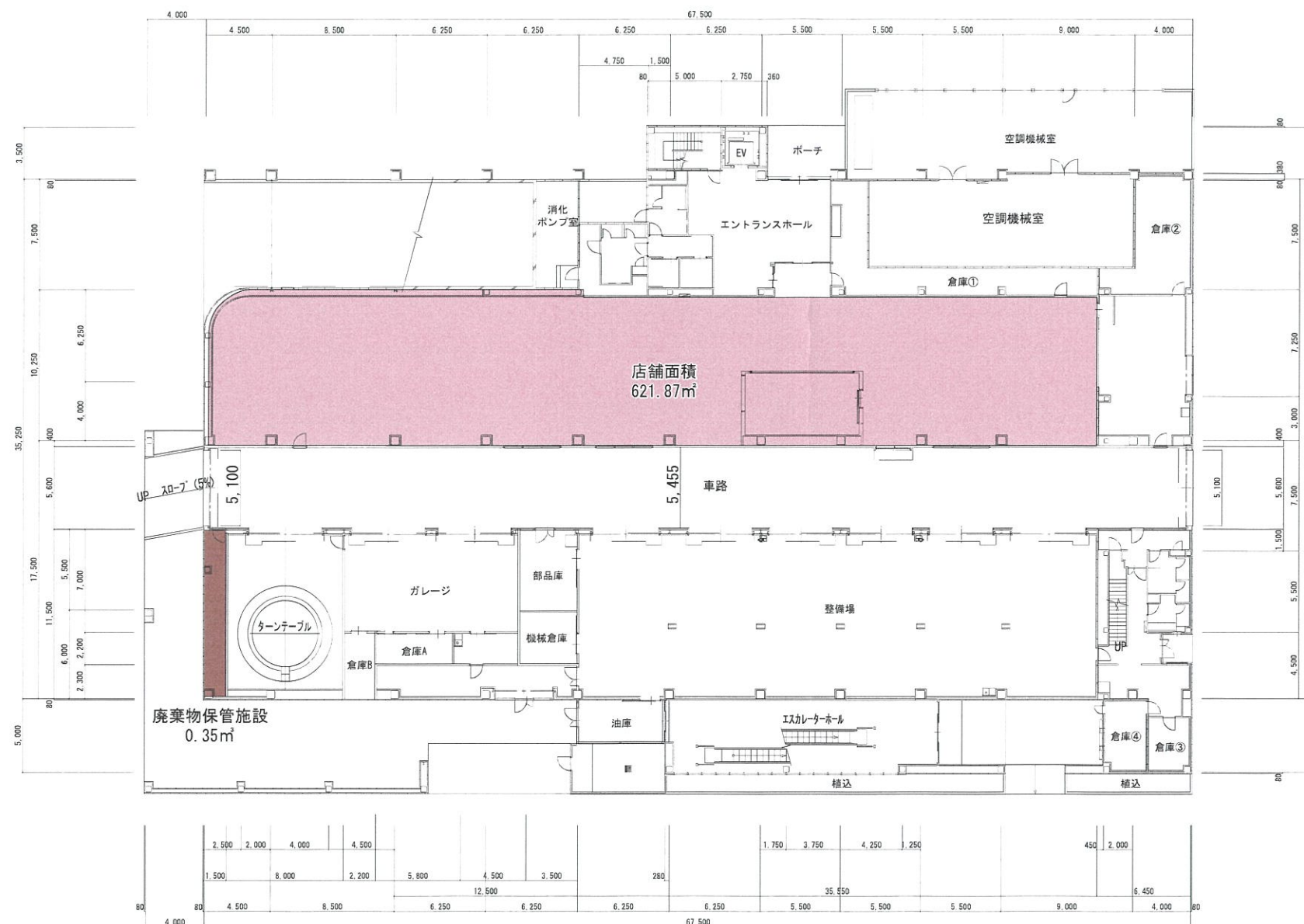


ガリバー熊本店

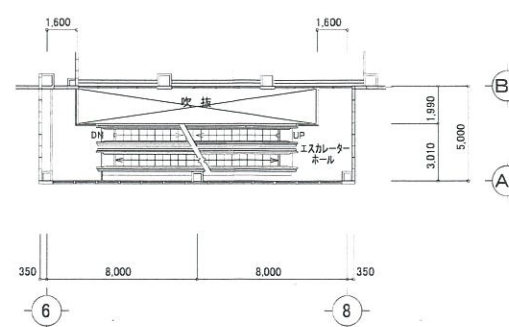
資料 2-4



凡 例	
	物販店舗
	廃棄物保管施設 0.35㎡



2 階平面図



中 2 階平面図

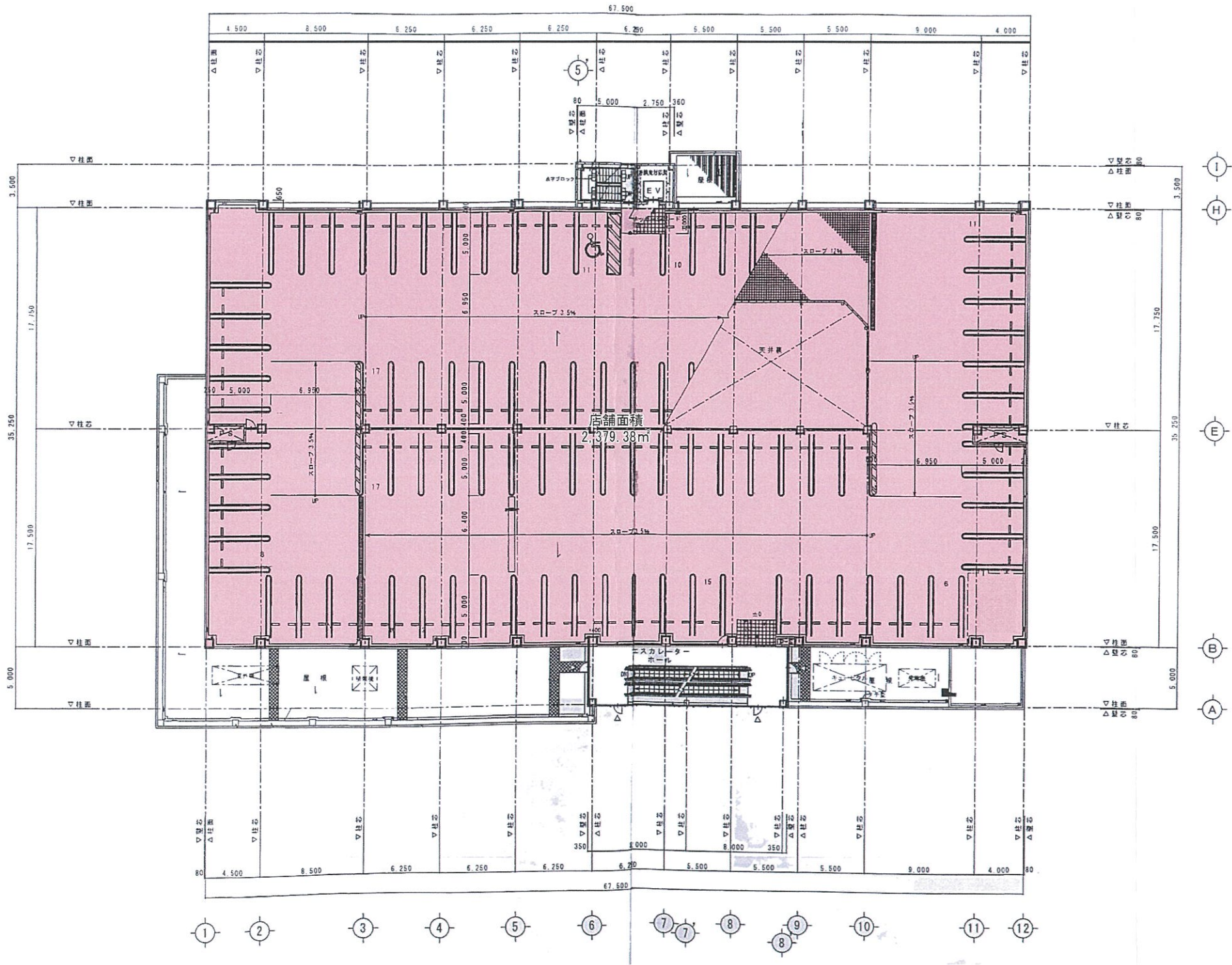
図面 5 3階平面図

SCALE=1:400



凡 例

■ 物販店舗
展示台数:95台

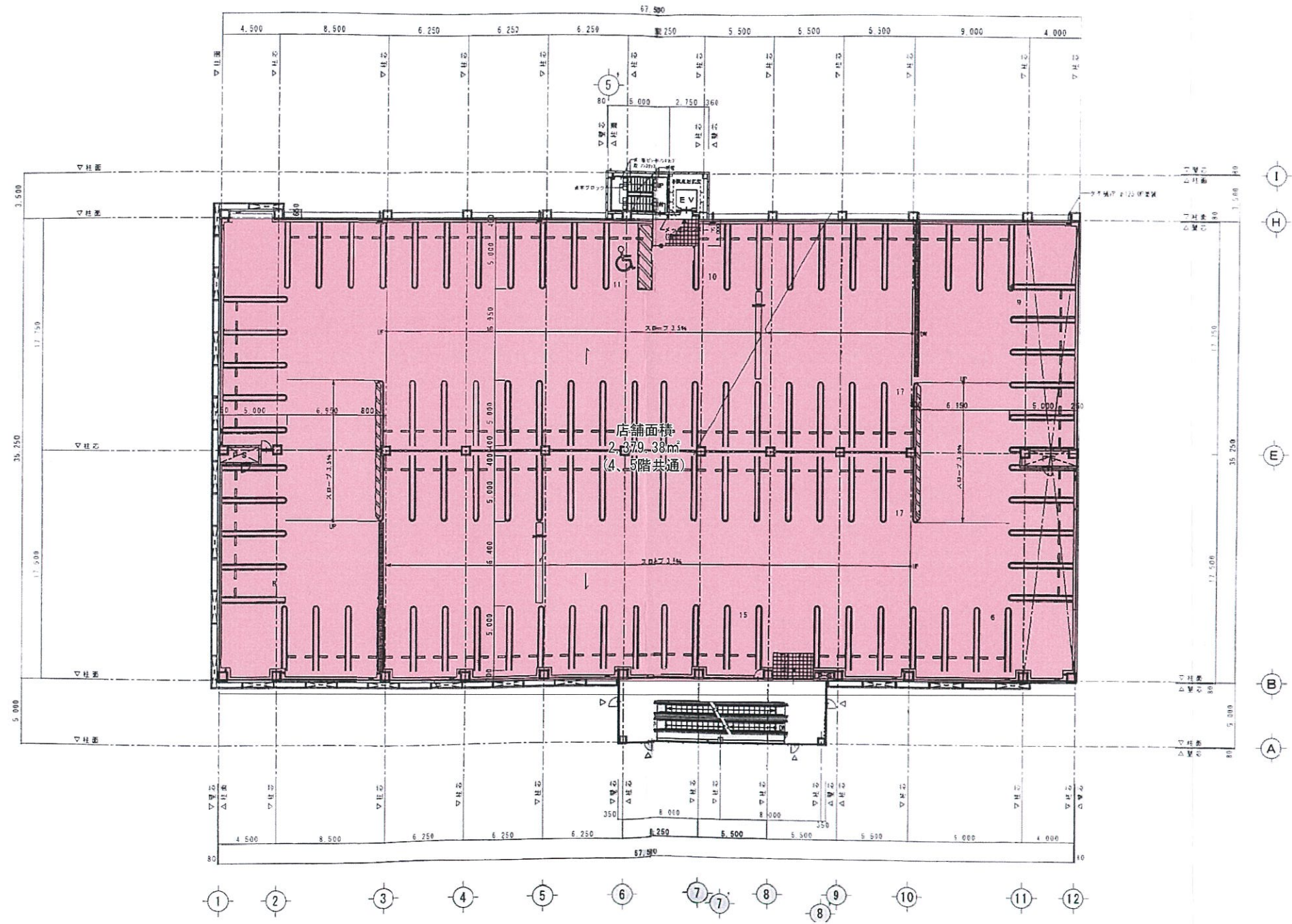


※今後の検討及び行政機関との協議によりレイアウト等が変更となる場合があります。

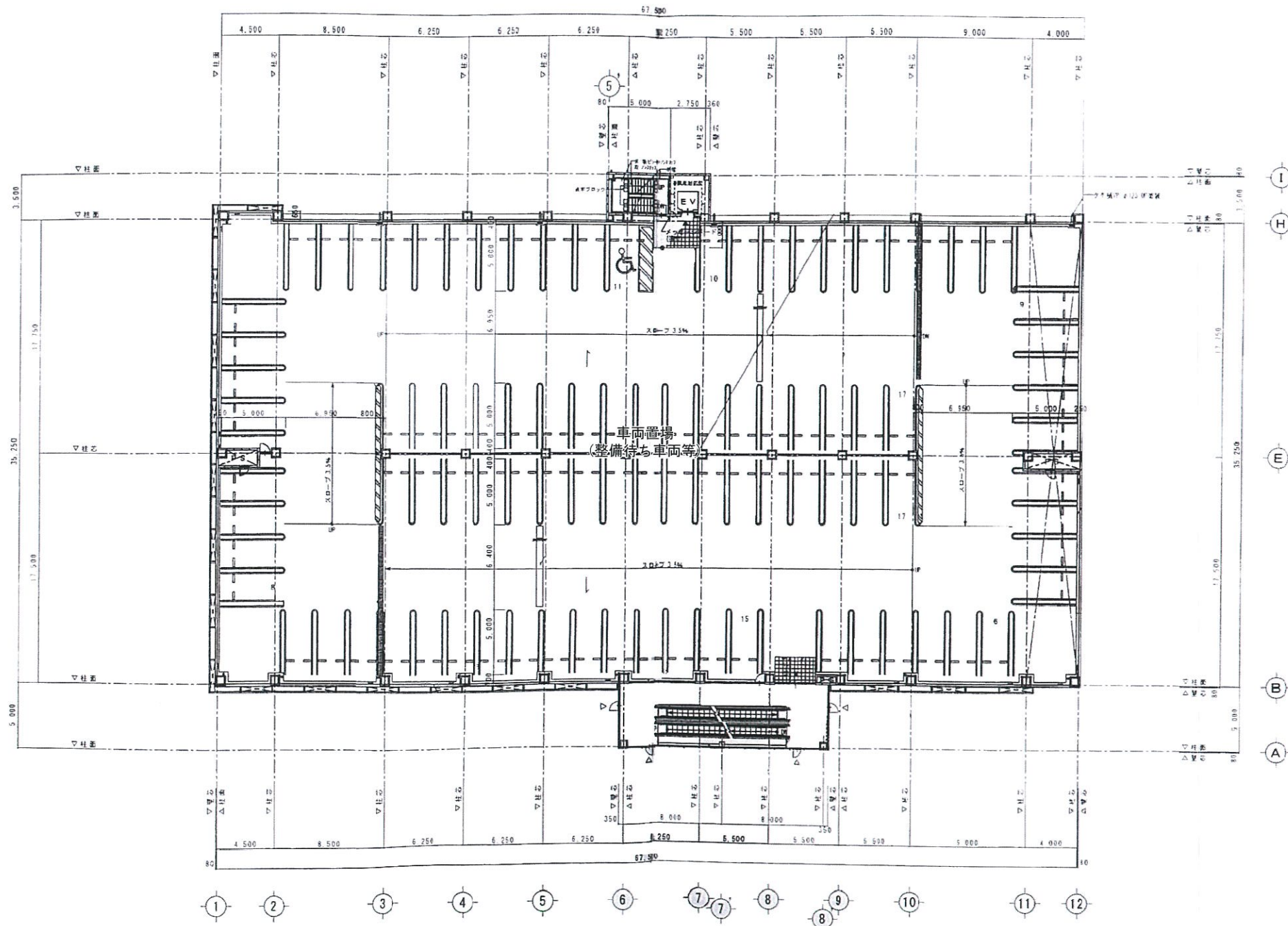


凡 例

- 物販店舗
- 4F展示台数:93台
- 5F展示台数:93台



※今後の検討及び行政機関との協議によりレイアウト等が変更となる場合があります。



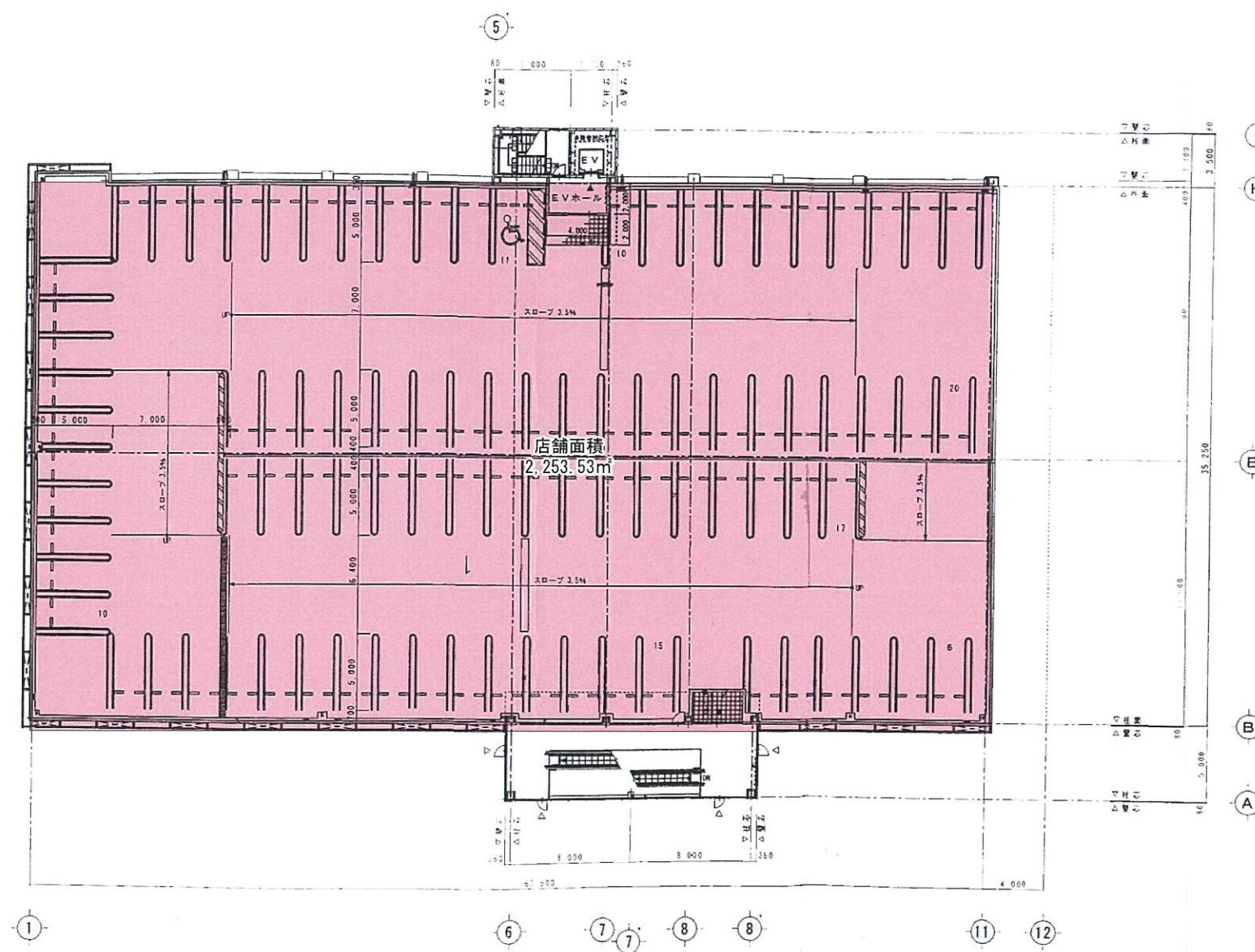
資料 2-4

31
ガリバー熊本店



凡 例

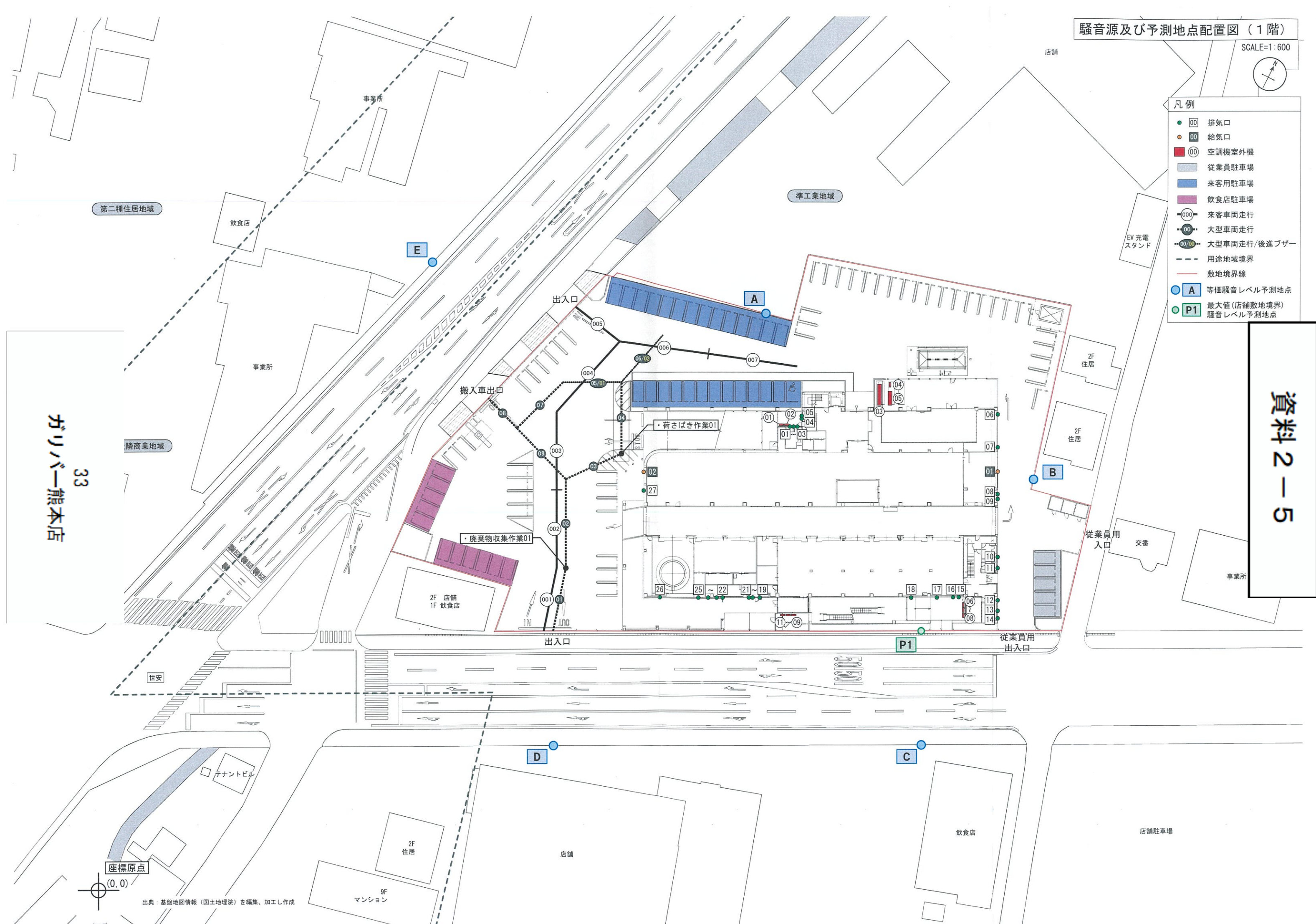
■ 物販店舗
RF展示台数:93台





凡例

- 00 排気口
- 00 給気口
- 00 空調機室外機
- 従業員駐車場
- 来客用駐車場
- 飲食店駐車場
- 000 来客車両走行
- 000 大型車両走行
- 00/00 大型車両走行/後進ブザー
- - - 用途地域境界
- - - 敷地境界線
- A 等価騒音レベル予測地点
- P1 最大値(店舗敷地境界)騒音レベル予測地点



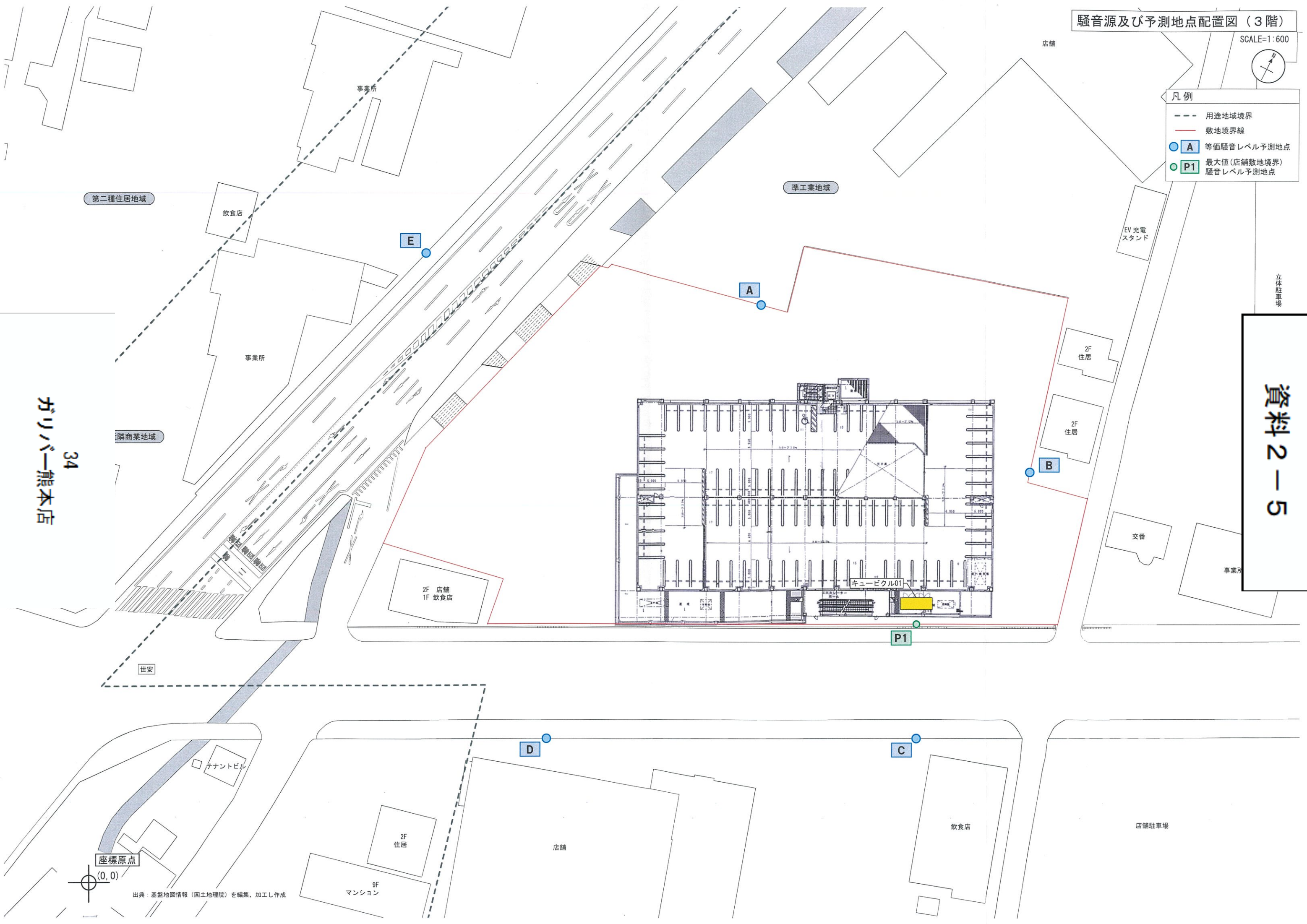
騒音源及び予測地点配置図（3階）

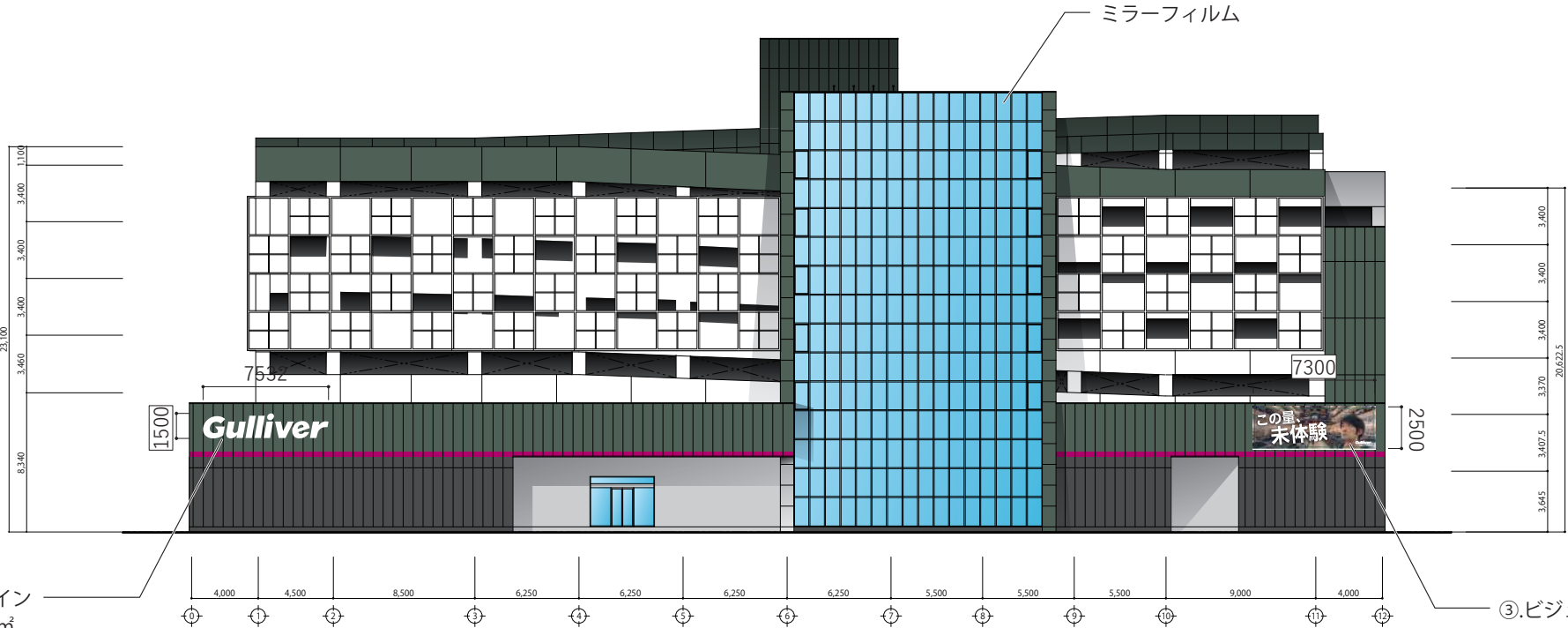
SCALE=1:600



凡例

- 用途地域境界
- 敷地境界線
- A 等価騒音レベル予測地点
- P1 最大値(店舗敷地境界)騒音レベル予測地点



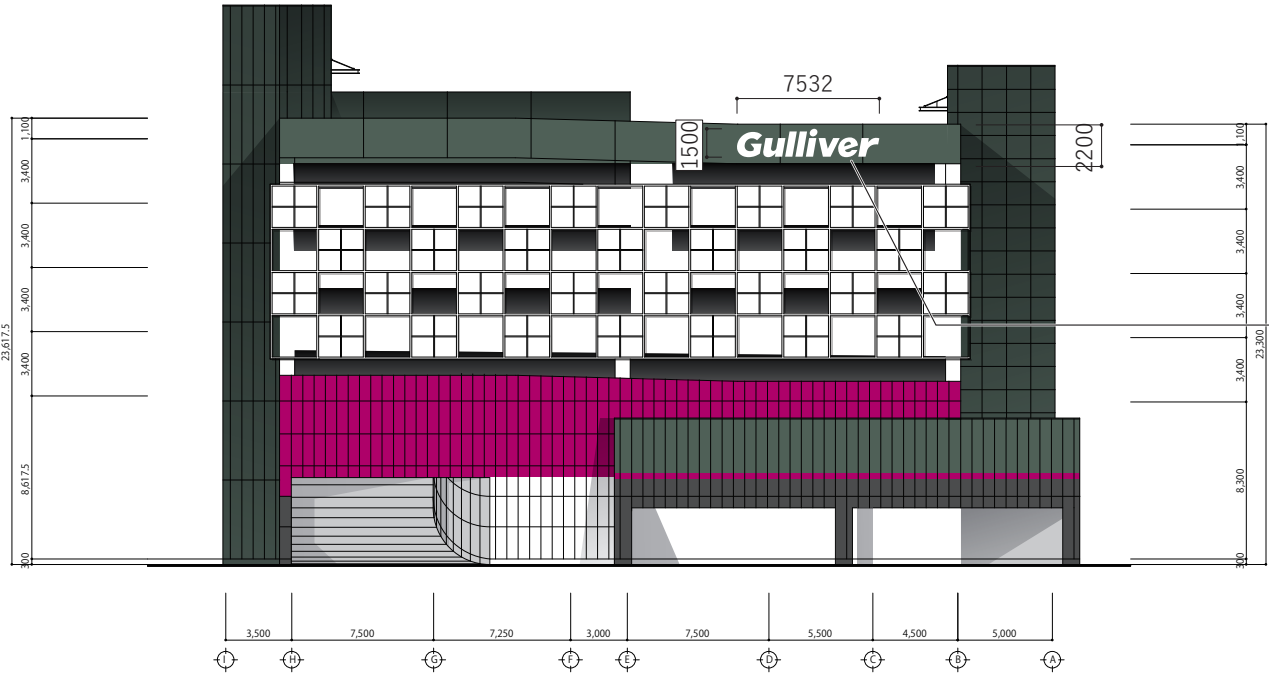


①-1.Gulliverロゴ壁面サイン
W7.532m×H1.5m=11.3㎡

③.ビジュアル壁面サインA
W7.3m×H2.5m=18.25㎡

南 立面図 S=1:400

壁面面積：1726.682㎡（CADソフトにて算出）
設置上限：1726.682㎡/2=863.341㎡
表示面積：①11.3㎡+③18.25㎡=29.55㎡<863.341㎡…OK
マゼンタライン面積：W（19.7485+36.6334）×H0.3=16.91457㎡

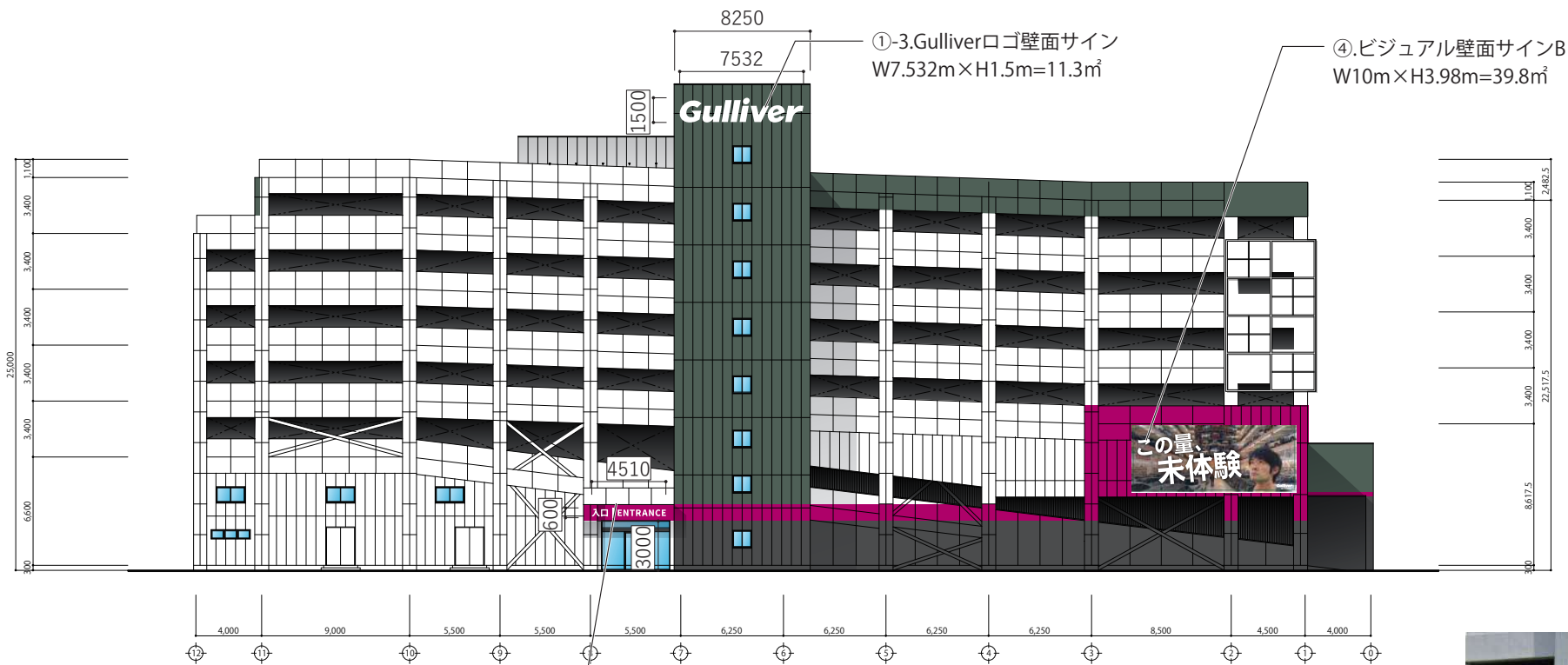


①-2.Gulliverロゴ壁面サイン
W7.532m×H1.5m=11.3㎡

西 立面図 S=1:400

壁面面積：1117.033㎡（CADソフトにて算出）
設置上限：1117.033㎡/2=558.5165㎡
表示面積：①11.3㎡<558.5165㎡…OK
マゼンタライン面積：W24.6253m×H0.3m=7.3876㎡
マゼンタ壁面面積：132.632㎡（CADソフトにて算出）

- (景観対応) 壁面塗装色
- 日塗工 45-40D (5G4/2) 3分ツヤ
 - DIC 193 (6.4 RP 3.4/14.4) 近似色 3分ツヤ
 - 日塗工 N-25 (N2.5) 3分ツヤ

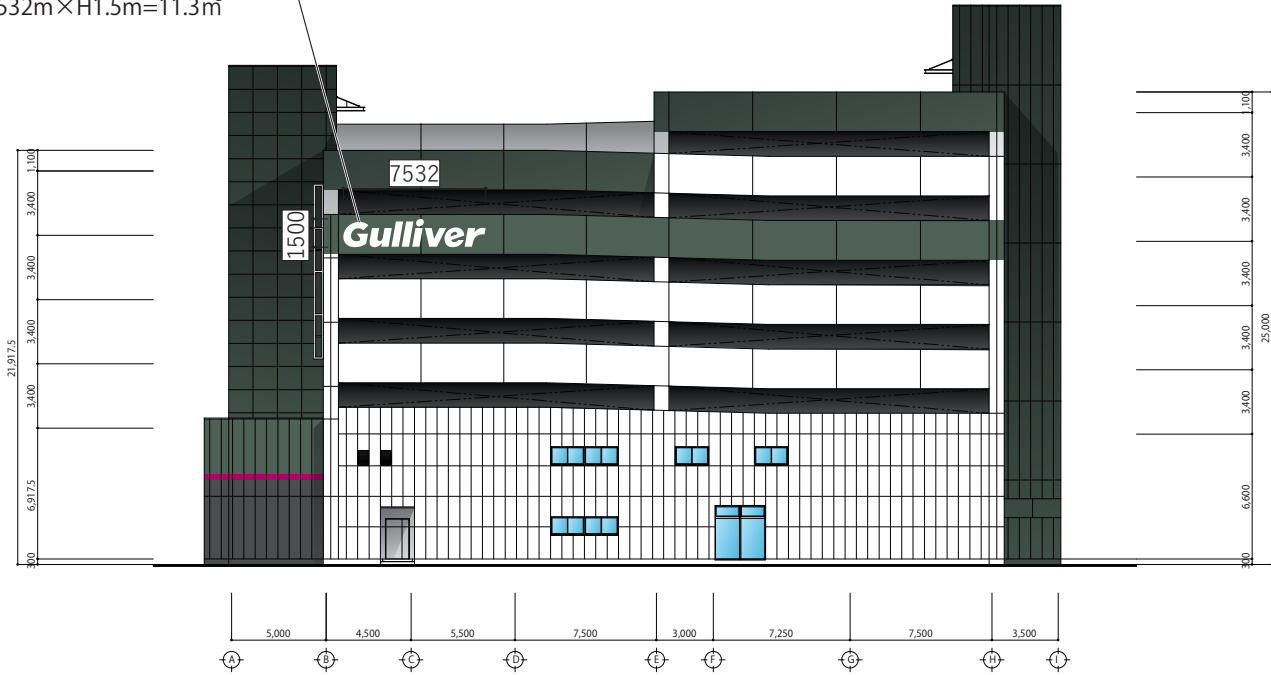


②.エントランスサイン
W4.51m×H0.6m=2.706 m㎡

北 立面図 S=1:400

壁面面積：1727.782㎡（CADソフトにて算出）
設置上限：1727.782㎡/2=863.891㎡
表示面積：①11.3㎡+②2.706 m㎡+④39.8㎡=53.806㎡<863.891㎡…OK
マゼンタ面積：146.742㎡（CADソフトにて算出）

①-4.Gulliverロゴ壁面サイン
W7.532m×H1.5m=11.3㎡



東 立面図 S=1:400

壁面面積：1116.891㎡（CADソフトにて算出）
設置上限：1116.891㎡/2=558.4455㎡
表示面積：①11.3㎡<558.4455㎡…OK
マゼンタライン面積：W6.3m×H0.3m=1.89㎡



ここにはサインが
被らないようにする

(景観対応) 壁面塗装色
■ 日塗工 45-40D (5G4/2) 3分ツヤ
■ DIC 193 (6.4 RP 3.4/14.4) 近似色 3分ツヤ
■ 日塗工 N-25 (N2.5) 3分ツヤ

市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ニトリ熊本はません店
2. 所在地：熊本市南区田迎六丁目 304 番 1
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社ニトリ（札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号）
 - (2) 新設年月日：令和 8 年 6 月 11 日
 - (3) 店舗面積：4,955㎡
 - (4) 駐車場台数：120 台
 - (5) 駐輪場台数：21 台
 - (6) 荷さばき施設面積：48㎡
 - (7) 廃棄物保管施設容量：26.19㎡
 - (8) 営業時間：午前 9 時～午後 9 時
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：午前 8 時～午後 10 時
 - (10) 荷さばき可能時間帯：午前 6 時～午後 10 時

4. 手続き
状況

届出日	縦覧期間	市の意見通知期限
令和 7 年 10 月 10 日	令和 7 年 11 月 11 日～令和 8 年 3 月 11 日	令和 8 年 6 月 10 日

5. 意見等
○：あり
×：なし

住 民 等	学識経験者 (荒井委員)	学識経験者 (磯田委員)	学識経験者 (宮瀬委員)	意見等総数 14 件
×	×	○	○	
県警交通規制課	危機管理課	生活安全課	地域教育推進課	環境政策課
○	×	×	×	○
水保全課	事業ごみ対策課	商業金融課	都市政策課	みどり政策課
×	○	○	×	○
交通企画課	地域交通支援課	建築指導課	開発指導課	市街地整備課
×	×	×	○	○
都市デザイン課	土木総務課	南区土木センター		
○	×	×		

6.関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I.設置者、建物等の概要

指摘事項なし

II.「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1.駐車需要の充足等

1	担当課	熊本県警察本部交通規制課
	指摘事項	交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	当該店舗の運営が起因することにより、周辺道路に交通渋滞等の影響を及ぼす状況が生じた場合には、必要な対策を講じます。
	取 扱	留意事項として付記 → (1)

2.騒音の発生に係る事項

2	担当課	環境政策課
	指摘事項	熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機(原動力の定格出力が2.25kW以上のもの)の設置が予定されていますので、設置工事の開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例第41条第1項に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機(原動力の定格出力が2.25kW以上のもの)の設置が予定されており、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届の提出が必要であるため。
	設置者回答	熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく、必要な手続を行ないます。
	取 扱	記載しない。

3	担当課	環境政策課
	指摘事項	熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準(5～10分程度の測定時間における騒音評価量90%レンジ上端値)の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応をお願いいたします。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例第3条に基づき、事業者は事業活動に伴う公害を防止する責務が生じるため。
	設置者回答	熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めます。尚、近隣の住民から苦情がある場合は、適切に対応します。
	取 扱	留意事項として付記 → (2)

3. 廃棄物に係る事項等

4	担当課	事業ごみ対策課
	指摘事項	「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」で規定する多量排出事業者には、廃棄物減量・リサイクル責任者を選任し、廃棄物減量・リサイクル計画書を作成して本市に提出してください。なお、該当するかについては、事業ごみ対策課にご確認ください。 (理由) 事業系廃棄物の減量化及び再資源化を推進することにより、資源循環型社会の構築に資することを目的として上記要綱を定め、取組を推進しているため。
	設置者回答	「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」に基づき、必要な手続を行います。
	取 扱	記載しない。 -----

5	担当課	商業金融課
	指摘事項	(1) 廃棄物等の運搬方法、(2) 廃棄物等の処理方法について、予定業者が決定次第ご報告をお願いします。 (理由) 廃棄物等の運搬方法及び処理方法の詳細確認のため。
	設置者回答	(1) 廃棄物等の運搬方法、(2) 廃棄物等の処理方法について、予定業者が決定次第ご報告します。
	取 扱	記載しない。 -----

4. 街並みづくり等への配慮等

6	担当課	学識経験者
	指摘事項	川、または用水が敷地内に入り込んでいますが、川沿いのフェンスが緑化されると景観としてよいと思います。
	設置者回答	建物正面の川沿いフェンスへ、フェンス緑化を実施致します。
	取 扱	留意事項として付記 ----- → (3)

7	担当課	学識経験者
	指摘事項	低木(さつき等)による緑化が計画されているが、敷地面積に対して緑化割合を増やすために、壁面緑化や屋上緑化なども検討して欲しい。
	設置者回答	上記に追加し、建物東側の建物沿いメッシュフェンスへ、フェンス緑化を実施致します。
	取 扱	留意事項として付記 ----- → (3)

8	担当課	みどり政策課
	指摘事項	現在、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年6月1日施行）第16条に基づく緑化協議を行っている状況ですが、緑化目標値未達成であることから、緑化計画を見直しの上、再協議をお願いします。 また、緑化の方法に関しては、視認性等の安全対策を十分に講じた上で樹木（中高木）の植栽による緑化について積極的に検討いただくとともに、植えた植栽については、繁茂による視認性の低下や枯損等が発生しないよう適切に管理いただくようお願いします。 (理由) 良好で適切な緑化の推進のため
	設置者回答	[敷地面積 8996.47㎡、建築面積 3094.17㎡] 敷地面積×20%の緑化目標値を検討しましたが、店舗運営にかかる想定コストと緑化にかかる設置、維持管理費を勘案し、目標が過大となる事から、1段階下の基準である敷地面積×(1-建蔽率)×20%以上の、緑化目標値を達成できるように努めました。(基準 539.79㎡<計画616.45㎡) 緑地については、適正な維持管理に努めてまいります。
	取 扱	留意事項として付記 → (3)

9	担当課	商業金融課
	指摘事項	緑化協議時の図面のご提出をお願いします。 (理由) 緑化部分等の確認のため。
	設置者回答	これまでに提示している範囲となります。
	取 扱	記載しない。

10	担当課	都市デザイン課
	指摘事項	計画に変更がある場合は、景観法に基づく大規模行為の変更届出を行ってください。 なお、当該案件については、令和7年9月26日に景観法に基づく大規模行為届出が提出されています。 (理由) 上記に該当する場合、景観法に基づく変更届出が必要なため。
	設置者回答	変更がある場合は、景観法に基づく大規模行為の変更届出を行います。
	取 扱	記載しない。

11	担当課	都市デザイン課
	指摘事項	建物及び敷地内に屋外広告物を追加で設置もしくは既存の広告物を変更する場合は、都市デザイン課と事前協議を行い、必要に応じて許可申請を行ってください。 なお、当該案件については、令和7年10月22日に屋外広告物法に基づく許可申請が提出されています。 (理由) 上記に該当する場合、屋外広告物法に基づく許可申請が必要なため。
	設置者回答	変更がある場合は、必要な届出を行います。
	取 扱	記載しない。

III. その他指摘事項

12	担当課	学識経験者
	指摘事項	内水氾濫のリスクが高い地域においては、雨水浸透柵の設置や駐車場スペースでの透水性舗装などを検討して欲しい。
	設置者回答	雨水枡の一部に、浸透柵3台を実施致します。透水性舗装は、耐久性が低いことから駐車場内の歩行者通路に実施致します。
	取 扱	記載しない。

13	担当課	市街地整備課
	指摘事項	駐車場出入口に面する道路(国道266号線)の縦断勾配を図中に示してください。 (理由) 駐車場法施行令第7条第1項第1号への技術的基準を確認するため。(縦断勾配が10%以下であることの確認)
	設置者回答	記載しました。「0.19%」となります。
	取 扱	記載しない。

14	担当課	開発指導課
	指摘事項	当該地区は市街化区域であるため、実測面積が1,000m ² 以上の敷地で建築物または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要です。 また、当該地は宅地造成等工事規制区域内であるため、開発許可が不要な場合であっても盛土規制法における土地の形質の変更に該当する造成行為を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可が必要です。 詳細については、開発指導課と協議をお願いします。 (理由) 都市計画法第29条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項
	設置者回答	開発許可不要と回答受領しております。宅地造成及び特定盛土等規制法第12条について協議済み。届出不要で許可頂いています。
	取 扱	記載しない。

7. 市の意見(案)

【大規模小売店舗】

ニトリ熊本はません店

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

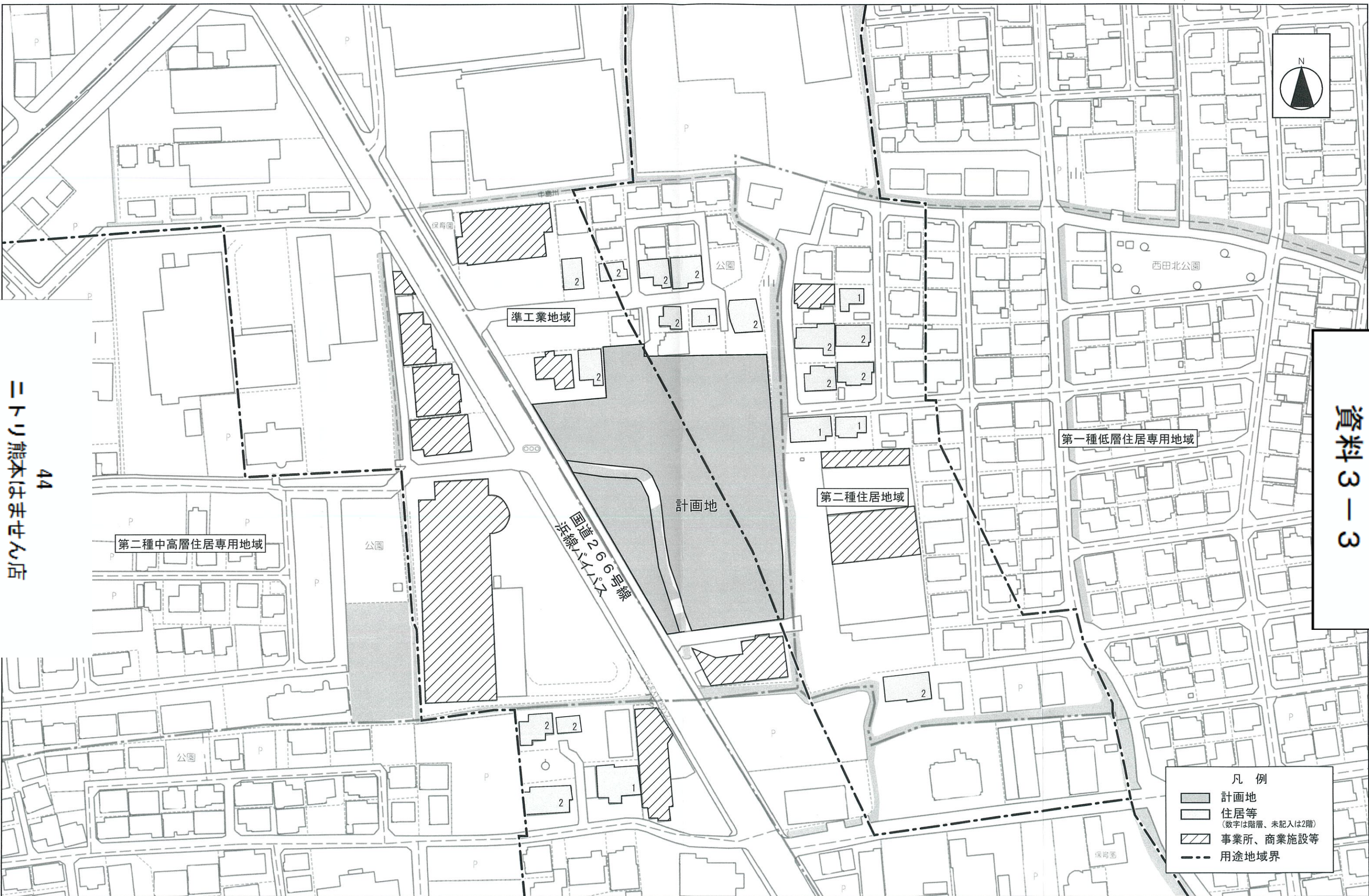
- (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応を講じること。
- (3) 緑化面積の指摘による増加への取り組みは認められるものの、引き続き、さらなる緑化面積の増加に努めること。また、緑化の方法に関しては、可能な限り樹木（中高木）の植栽による緑化についても検討し、植栽後は視認性の低下や枯損等が発生しないよう適切に管理を行うこと。



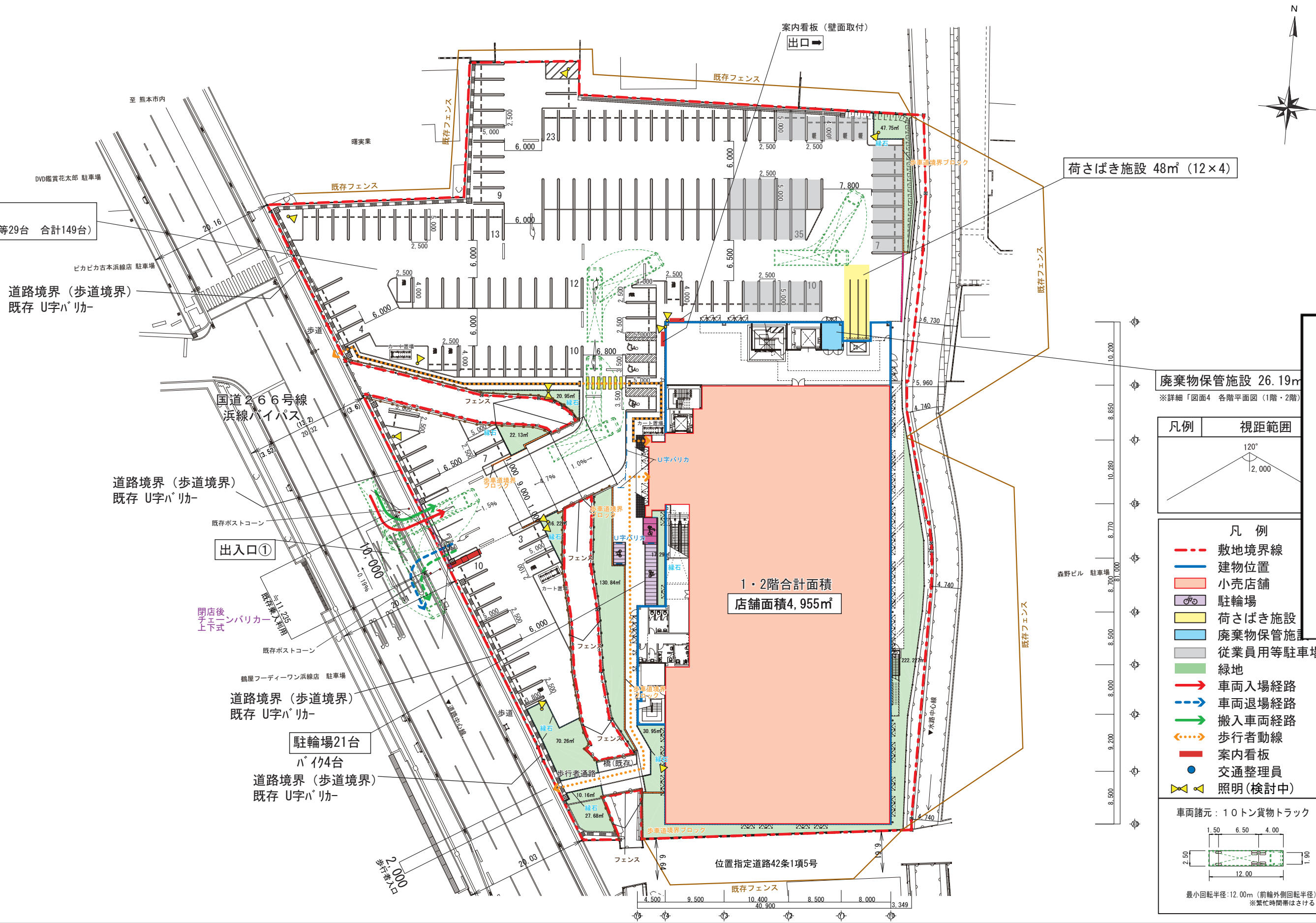
ニトリ熊本はません店

資料 3-2

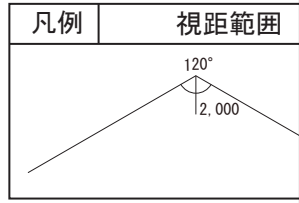
図面 1
広域見取図 (S=1/25,000)



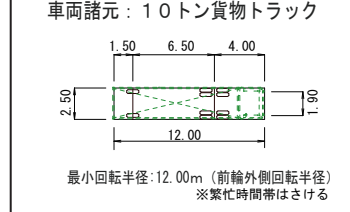
図面 2
周辺見取図 (S=1/1, 500)



廃棄物保管施設 26.19㎡
※詳細「図面4 各階平面図 (1階・2階)」



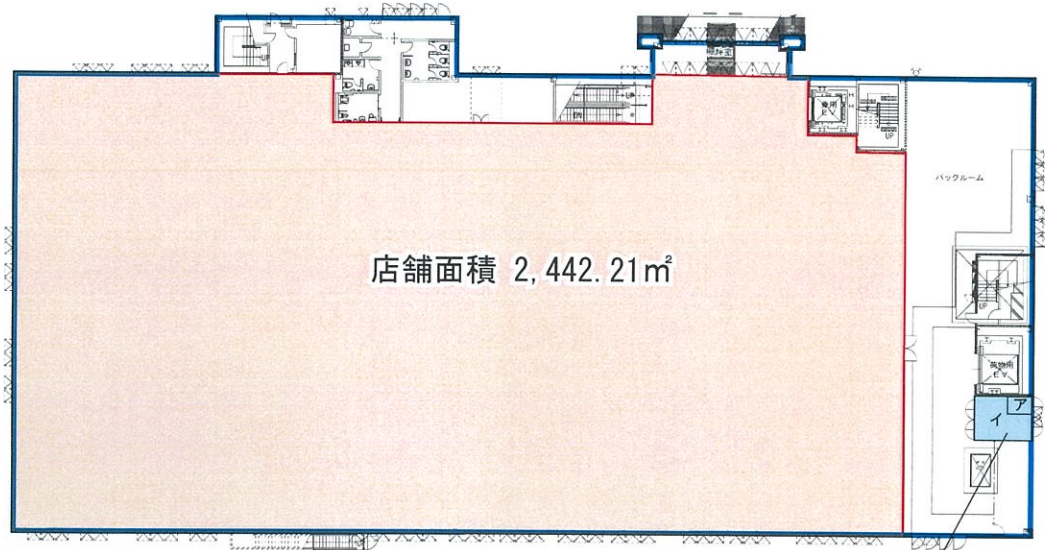
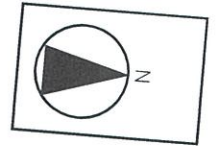
- | 凡 例 | |
|-----|----------|
| | 敷地境界線 |
| | 建物位置 |
| | 小売店舗 |
| | 駐輪場 |
| | 荷さばき施設 |
| | 廃棄物保管施設 |
| | 従業員用等駐車場 |
| | 緑地 |
| | 車両入場経路 |
| | 車両退場経路 |
| | 搬入車両経路 |
| | 歩行者動線 |
| | 案内看板 |
| | 交通整理員 |
| | 照明 (検討中) |



図面 3
建物配置図兼 1 階平面図 (S=1/600)

資料 3 - 4

【1 階平面図】



廃棄物保管施設 26.19m³

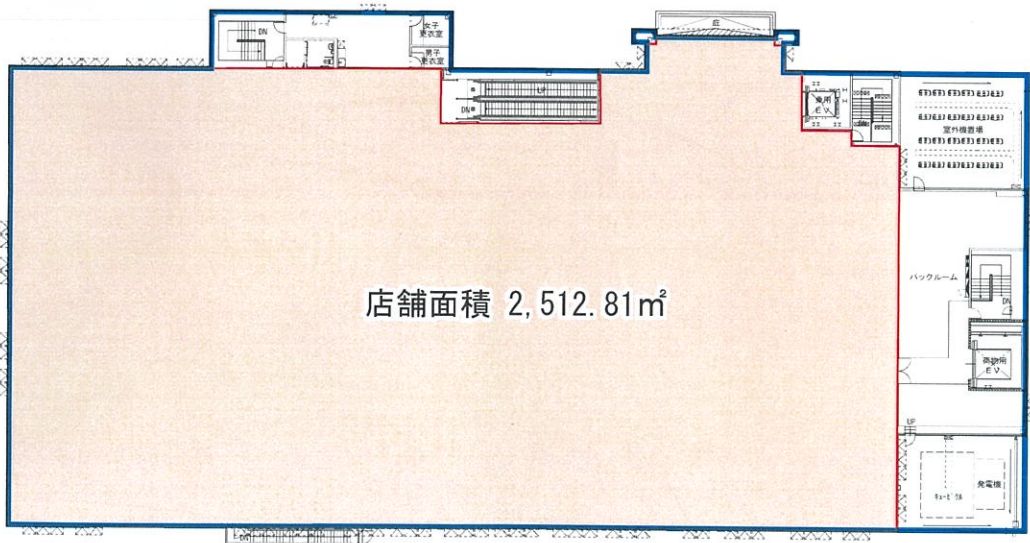
ア 生ゴミ・その他可燃

$1.5 \times 1.8 = 2.7\text{m}^2$ ($h=1.0\text{m}$) $\rightarrow 2.7\text{m}^3$

イ 段ボール・ガラス・金属・プラ

$3.5 \times 4.5 - (1.5 \times 1.8) = 13.05\text{m}^2$
($h=1.8\text{m}$) $\rightarrow 23.49\text{m}^3$

【2 階平面図】



店舗面積合計

4,955.02m²

※届出面積

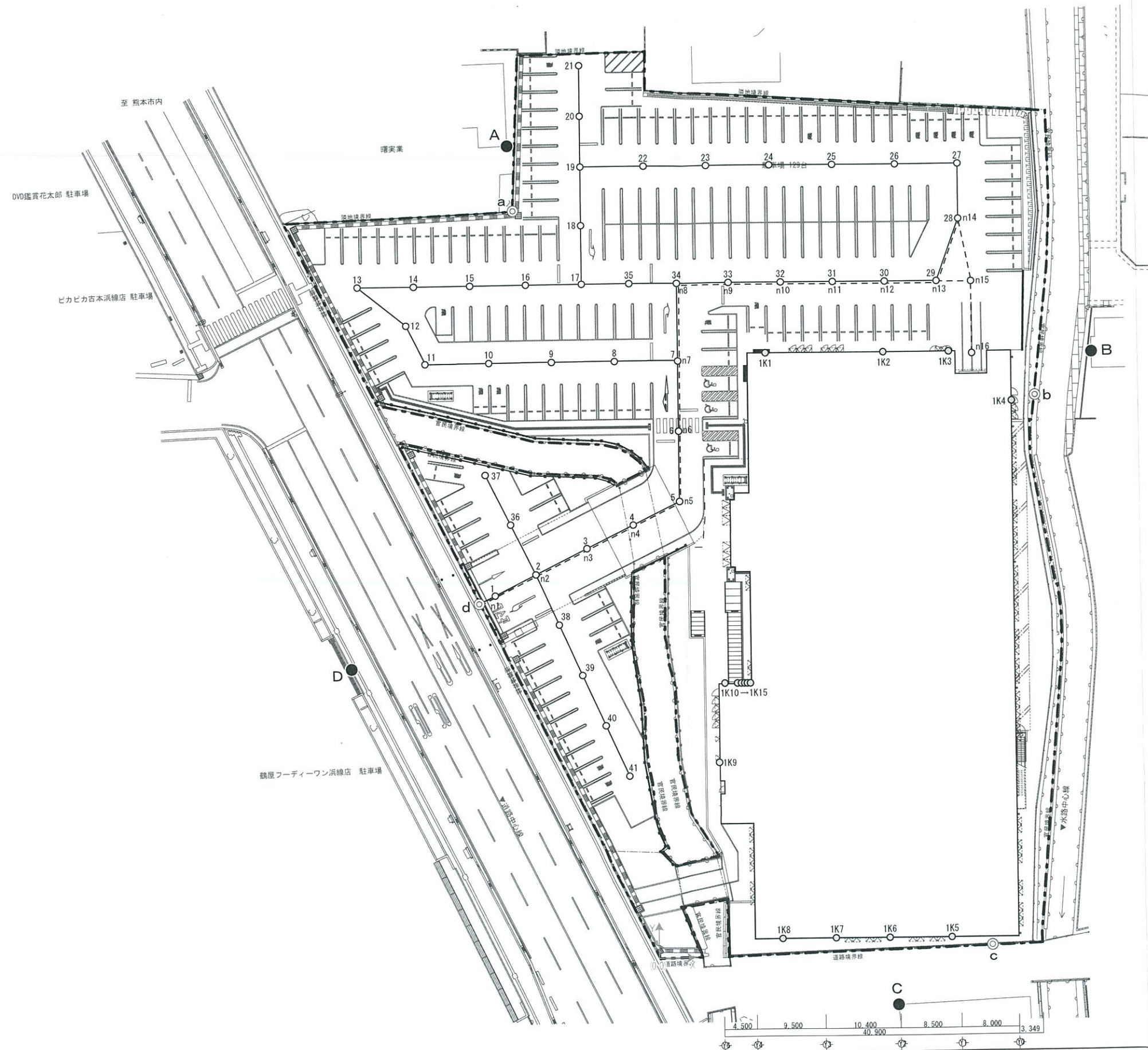
4,955m²とする

凡 例

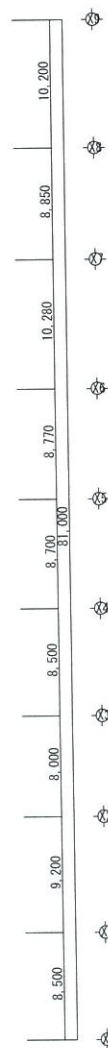
— 建物位置

— 小売店舗

— 廃棄物保管施設



森野ビル 駐車場



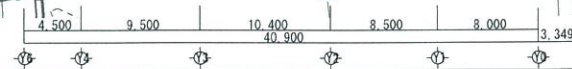
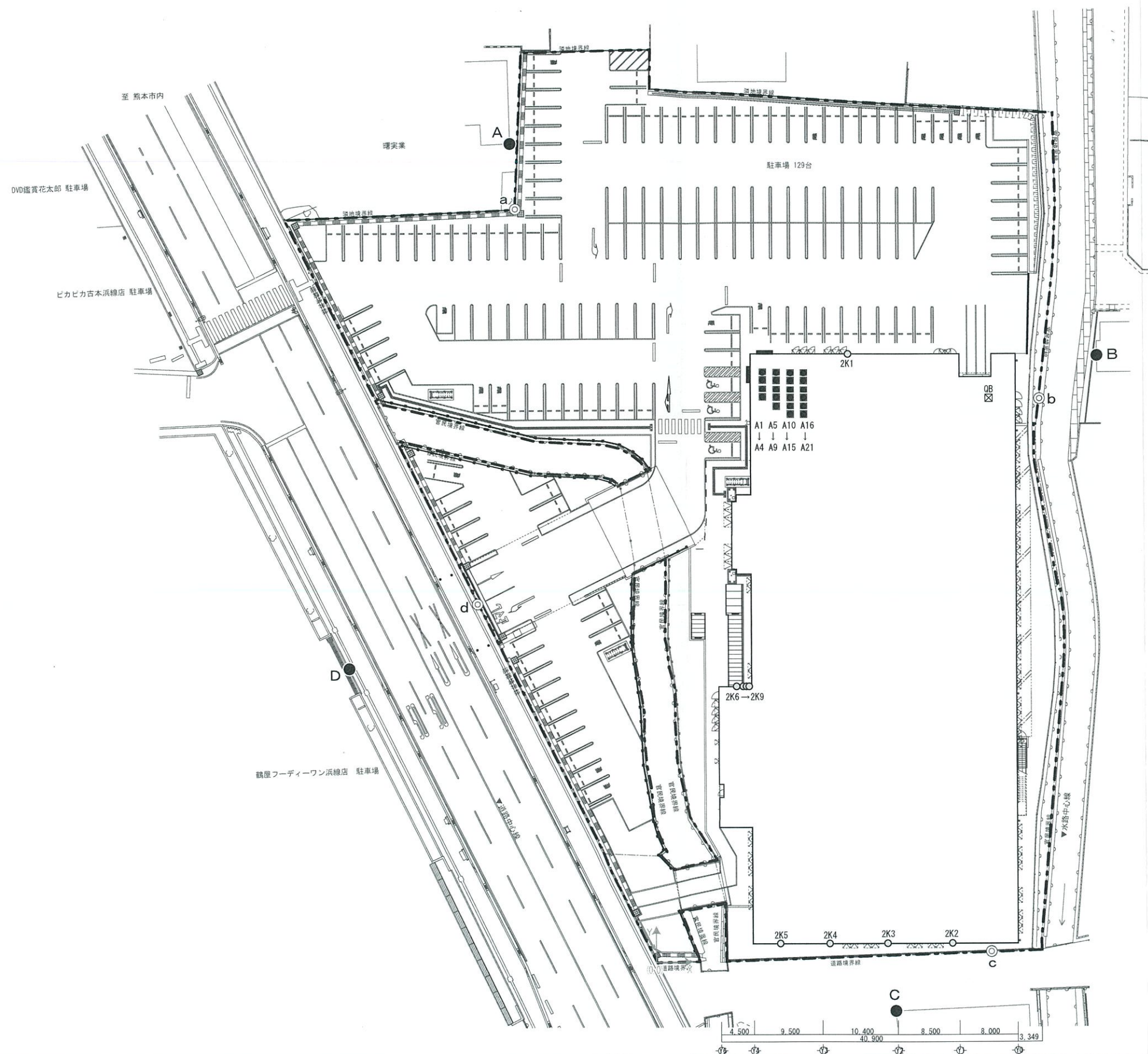
- 凡 例
- : 来客車両走行
 - : 荷さばき車両走行音/ 廃棄物収集車両走行音/作業音
 - : 室外機 (空調用)
 - : 換気口
 - : 騒音の総合的な予測地点
 - ◎ : 発生する騒音ごとの予測地点

図面 10-1

騒音発生源位置図【1階】(S=1/600)



- 凡 例
- : 室外機 (空調用)
 - : 換気口
 - ⊠ : キュービクル
 - : 騒音の総合的な予測地点
 - ◎ : 発生する騒音ごとの予測地点



図面 10-2

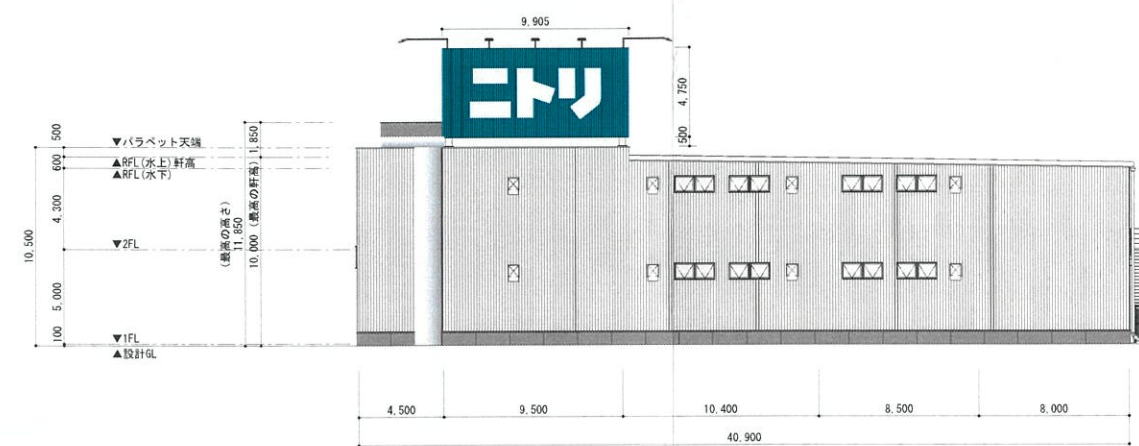
騒音発生源位置図【2階】(S=1/600)



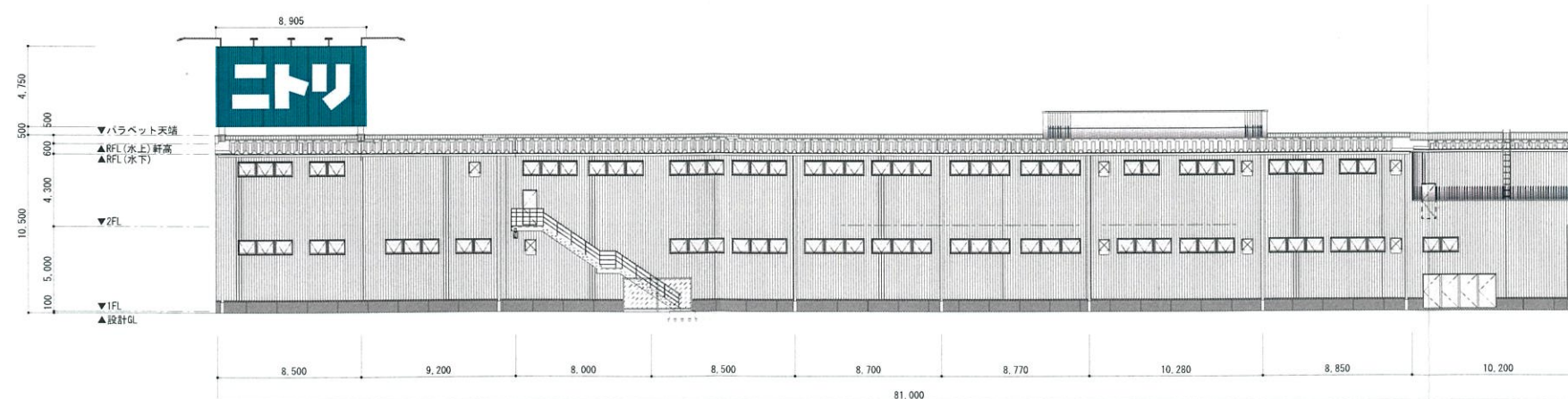
西側立面図



北側立面図



南側立面図



東側立面図

開業後の現地確認状況(令和7年度協議案件:1件)

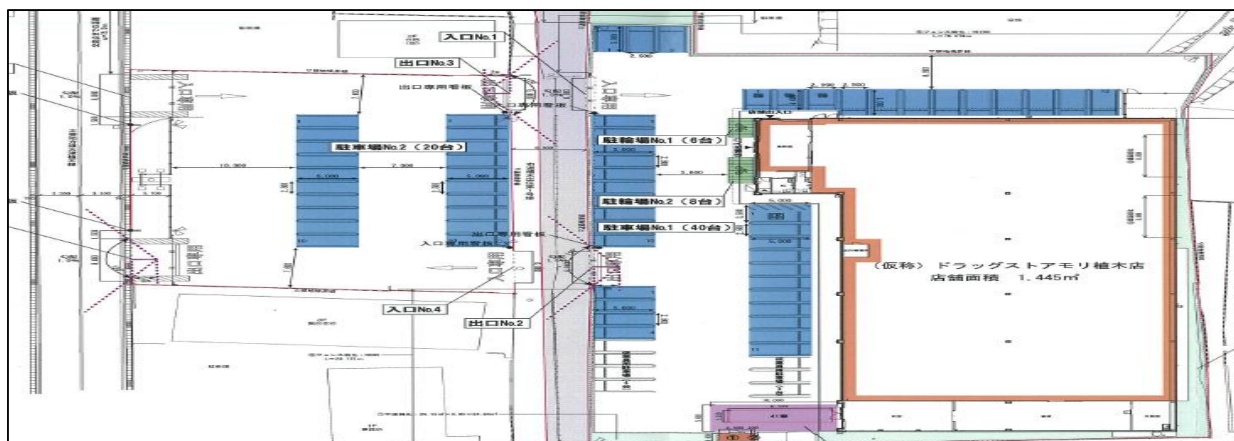
1 現地確認結果

(仮称)ドラッグストアモリ植木店(R8.2.28開業)

【意見通知の内容(留意事項)】

- ① 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。市道植木広住第1号線については、通学路として利用されるため、来客自動車及び歩行者の安全について、特に留意すること。
- ② 駐車場について、開店後に安全面で影響を及ぼす状況が生じた場合には、位置の変更を検討すること。また、車椅子利用者用駐車施設について、開店後に不足する状況が生じた場合には、増設を検討すること。
- ③ 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応を講じること。
- ④ 緑化計画に基づいた確実な施工及び適正な維持管理を行うこと。また、緑化の方法に関しては、可能な限り樹木(中高木)の植栽による緑化についても検討し、視認性等の安全対策を十分に講じること。

【現地確認状況】



店舗外観



駐車場入口ミラー



通学路注意喚起路面標示



緑化状況

2 地域貢献について

- 開店から間もないこともあり、現状は特段の取組はないが、自治会や学校等から協力の要請があれば、本社と協議の上、検討を行いたい。